

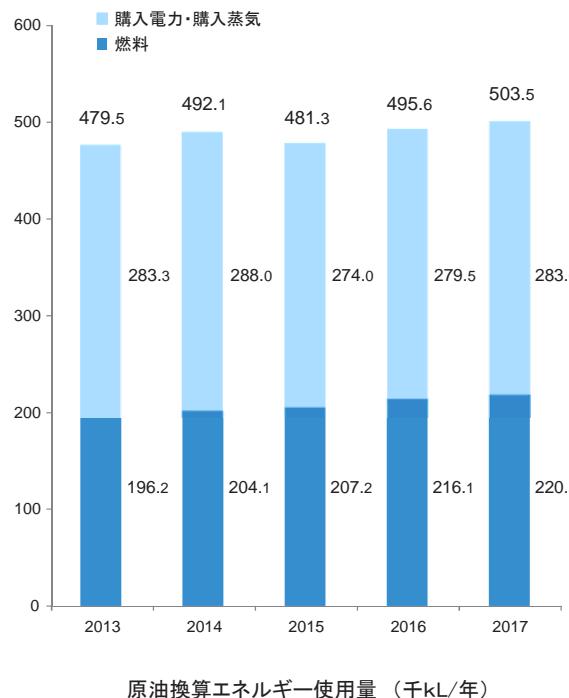
地球温暖化防止への取組み

これまで私たちの製造拠点それぞれで、省エネルギー、温室効果ガスの削減に取り組んできましたが、世界全体で気候変動への対応が急速に進むのに合わせ、2030年度までにグループ全体でCO₂排出量7%削減*の目標を新たに定めました。持続可能な低炭素社会の実現に向けステップを確実に進めています。

* 2013年度の値を基準としています。

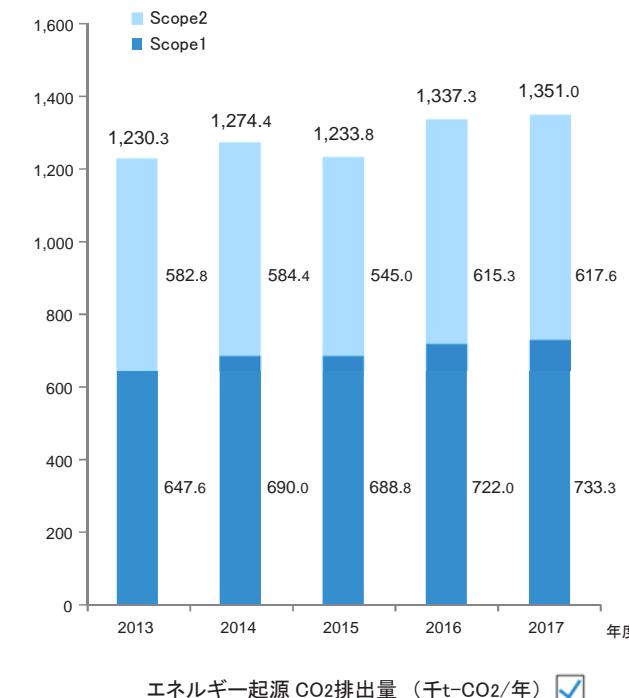
エネルギー削減とCO₂排出量削減

三井金属グループは、各事業形態に応じたエネルギー原単位(原油換算エネルギー使用量を生産数量や売上高などで割った値)の削減目標を設定し、具体的な削減計画を立て、実行することで着実な成果を上げています。グループ全体で使用する原油換算エネルギーは、2007年度をピークに以降減少傾向で推移していましたが、この2か年度は増産を進める事業部門による影響等もあり、2017年度は前年度比1.7%増の503.5千kL/年となっています。

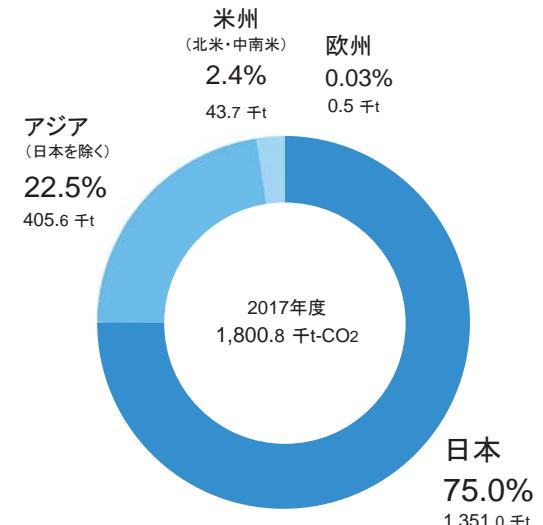


* 日本国内の事業所・グループ会社のみを対象としたものです。

2017年度の三井金属グループ国内全体のエネルギー起源CO₂排出量は、前年度比1.0%増の1,351.0千t-CO₂/年でした。中長期的には製錬事業の生産拡大や電力会社の発電ミックスの変化などにより、京都議定書の基準年である1990年度の値に比べて、約17%増加しています。今後も各製造拠点においては電力、コークスなどの効率的な使用を通じてCO₂排出量のさらなる削減に取り組んでいます。

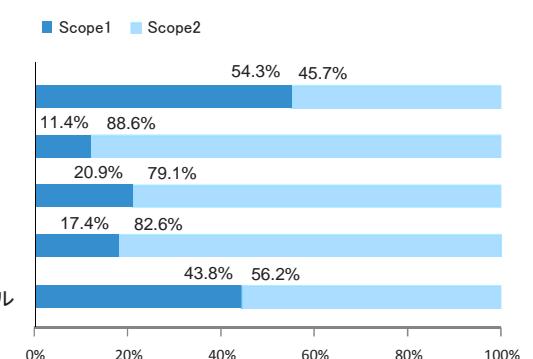


* 日本国内の事業所・グループ会社のみを対象としたものです。
* エネルギー起源のCO₂排出量の算定にあたっては、温対法(地球温暖化対策の推進に関する法律)に基づくそれぞれの排出係数を用いています。
※ を付した当情報の2017年度の値については、第三者保証を受けています。

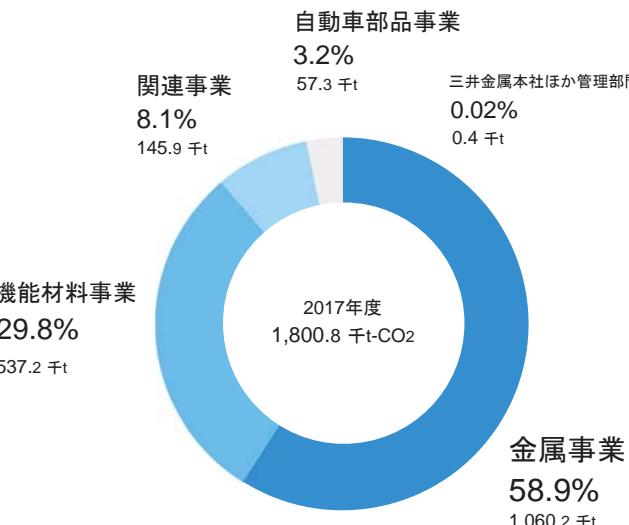


三井金属グループ CO₂排出量 地域別内訳

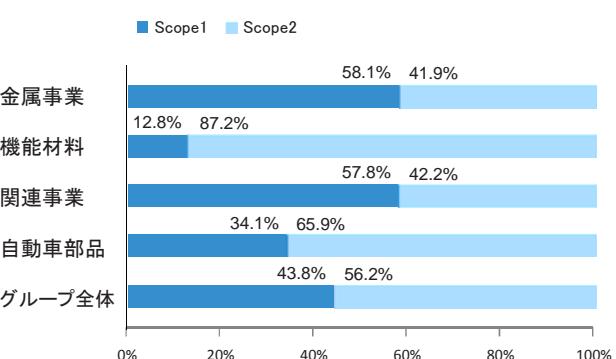
* 購入した電気におけるCO₂排出量の算定にあたっては、日本国内では電気事業者別排出係数を、海外拠点につきましては、GHGプロトコル(The Greenhouse Gas Protocol)による国・地域ごとの排出係数を用いています。



地域別 CO₂排出量 スコープ別内訳



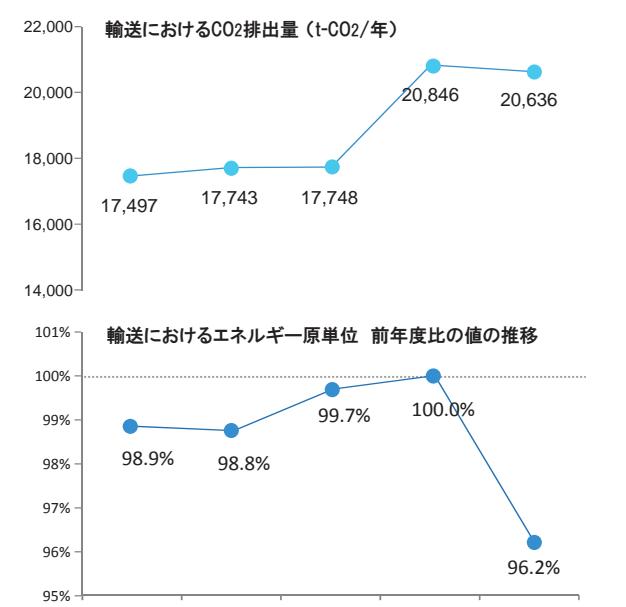
三井金属グループ CO₂排出量 事業別内訳



事業別 CO₂排出量 スコープ別内訳

物流におけるエネルギーの削減

三井金属グループでは、原材料や製品の輸送にかかるエネルギーの削減にも努めています。輸送時の積載率の向上、輸送ルートの短縮、トラックから鉄道や船舶による輸送へとモーダルシフトを進めるほか、お客様やサプライヤーとの間で納入時の形態や頻度についてともに検討させていただくなど、輸送燃料の削減、CO₂の削減に取り組んでいます。2012年度以降は前年度比での削減を継続しており、直近5か年度での原単位の平均変化率は98.6%となっています。2017年度は、前年度に生産効率を落としていました一部の事業所にて正常な操業状態に復帰したこと、全体的に積載率の向上が寄与し、エネルギー原単位は3.8%改善しています。



* 経済産業省へ毎年度報告している三井金属単体での値
** エネルギー原単位=エネルギー使用量(原油換算) / 輸送トンキロ(t·km)

再生可能エネルギーの創出

石油や石炭などの化石燃料は限りがあるエネルギー資源であるのに対して、太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱などのエネルギーは、一度利用しても再び同じ形で利用することが可能な、資源が枯渇しないエネルギーです。これら再生可能エネルギーは、枯渢することなく繰り返し利用でき、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO₂をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

三井金属グループでは、化石燃料に代わるクリーンなエネルギーとして、再生可能エネルギーのさらなる導入を進めています。

神岡鉱業株式会社では、最も早いもので1917年に運転を始め、既に10か所の水力発電所を有しています。順次、更新工事に取り掛かっており、それらすべてを終えると合計で4万kWに近い出力となります。

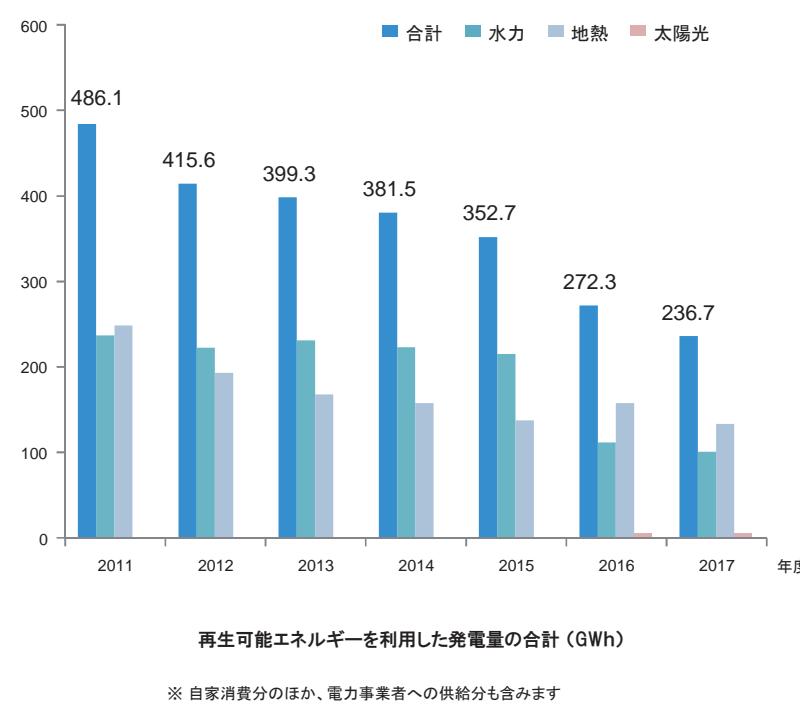
彦島製錬株式会社では、約2MW(メガワット)出力の太陽光発電所を完成させ、2016年3月より稼働を開始しています。

省エネルギー推進委員会での取組み

三井金属では、国内グループ全体でのエネルギー使用量の削減、温室効果ガス削減の取組みを推進する組織として、省エネルギー推進委員会を設置しています。委員長は、取締役の中から社長の指名によって選ばれ、エネルギー管理統括者も務めています。

省エネルギー推進委員会では、エネルギー使用の合理化に関する目標を掲げ、各拠点の取組み状況を確認するほか、省エネルギー、CO₂の削減につながる新規方策の検討も行なっています。具体的には、省エネ機器の導入、自家発電比率の向上、再生可能エネルギーや廃熱等の有効活用を検討しています。

今後は、海外拠点も含めたグローバルな取組みへと進め、企業グループ全体で気候変動への対応を強化していきます。



奥会津地熱株式会社

東北電力様の柳津西山地熱発電所に、1995年5月の運転開始以来、地熱を供給し続けています。地熱発電の単一ユニットでは日本最大の出力6万5,000kWの規模です。

彦島製錬太陽光発電所

彦島製錬株式会社は、約2MW(メガワット)出力の「彦島製錬太陽光発電所」を完成させ、2016年3月より稼働を開始いたしました。年間発電量は約250万kWhを見込んでおり、一般家庭の年間消費電力量約670世帯分になります。

神岡鉱業株式会社
1953年から約60年間にわたって自家発電設備として貢献を続けてきた金木戸発電所が、この度、多くの人の手によって新たに生まれ変わりました。

神岡鉱業では、所有する水力発電所のうち、老朽化の著しい5か所の大規模改修を2015年6月から順次進めています。今回は改修完了第一号として、金木戸発電所の竣工式が2017年9月に現地で行なわれました。

当日は晴天に恵まれた神岡プロジェクトに尽力した複数の企業や官公庁のご関係者、地域の皆様が一堂に会し、神事や発電機の始動セレモニー、祝賀会などを催して、発電所の無事の完成を皆で祝いました。

神岡の豊かな自然とその恵みである水を活かした金木戸発電所は、今後も持続可能な社会の実現に向け、再生可能エネルギーの供給源としてますます活躍することでしょう。

自然環境の保全のために

天然資源である鉱石を採掘し、産業や社会に有用な非鉄金属素材へとつくり変えること、それが、永年にわたり私たちが続けてきた営みです。そしてそれは、環境への配慮、自然を思いやってこそ成り立つことだと理解しています。

休廃止鉱山の管理

三井金属は、1874年に三井組が神岡地区で鉱山経営を始めたことをもととのルーツとしています。以来、非鉄金属をはじめとする地下資源の安定供給のために、国内各地で鉱山の開発、操業を行なってまいりました。

現在では資源の枯渇や国際取引き発達の影響などから、そのほとんどが既に休廃止鉱山となっています。

休廃止鉱山では、鉱害防止のために、排水の処理や鉱さいなどの管理を継続して行なう必要があります。

鉱石の採掘に伴って発生した鉱さいを集積している集積場を安全に維持することや、坑口や集積場からの排水を無害な水質に保つこと、そのために管理対象地の定期的な巡回・点検、周辺水質のモニタリング、坑廃水処理設備での水質浄化、その他さまざまな鉱害防止対策を実施しています。

集積場については、大規模地震動に対する安定性解析を実施し、大規模地震が発生した場合も崩壊の危険性や下流部への被害発生の可能性は極めて低いとの結論が得られています。



地下に浸透した雨水と鉱石が触れることによって重金属を含む酸性水が発生することがあります。休廃止となった鉱山でも、周辺の湧水のモニタリングが欠かせません。

三井金属グループ 国内の稼働鉱山と休止鉱山

- 現在も稼働中の鉱山(部分的稼行を含む)
- 既に休止している鉱山



それが例え天候の悪い日であっても、休廃止となった鉱山の定期的な巡回は実施しなければなりません。新たに陥没箇所を発見した場合には、人が転落したりしないよう埋設処理や柵を設置したりします。閉鎖した旧坑口もしっかり閉じられているか、排水溝は機能しているか、坑廃水の新たな湧出はないかなど、管理すべき事項は数多くあります。複数ある休廃止鉱山を巡回しています。



定期的な休廃止鉱山の巡回のほか、環境監査の中でも、休廃止鉱山に該当する拠点においては細やかに監査項目を掲げて、管理状況を都度確認しています。河川など近隣の水域へ影響を与えていないか、重要な監査項目のひとつです。



旧集積場では、鉱さいの流出が起きていないか、管理状態に問題はないか、周辺の環境に影響を及ぼしていないかなどを確認しています。



ワンサラ鉱山では、構内の緑化のために苗を育て植林を行なっています。作業には従業員たちのほか、地域住民の方たちにも参加いただいています。上の写真は、動物が入ってきて緑を食べ枯らさないよう、柵を設けているところです。

周辺環境へのモニタリングは欠かすことなく実施しています。操業域から排出される排水をはじめ、自然水、地下水面、飲料水などを定期的に分析し、管理を行なっています。(写真:右下)



ワンサラ鉱山における環境対策

南米ペルーは世界でも有数の鉱物資源の産出国です。その中部に位置するアンカッシュ県にあるワンサラ鉱山(リマの北方約250km、標高約4,000m)を、三井金属グループ会社のサンタルイサ鉱業が1968年より操業しています。創業以来、ペルー国内や日本へ向けて、半世紀にわたり精鉱の供給を続けています。

鉱山操業開始当時の周辺インフラの整備から始まり、その豊かな自然環境を守ること、そして地域社会との信頼関係を築くことに、サンタルイサ鉱業及び三井金属は努めてまいりました。

鉱山操業による周辺環境への影響に配慮し、サンタルイサ鉱業は次のような取組みを長年行なっています。

坑内から発生する酸性水は中和処理を施し、一部を選鉱用水に使用するなど排水のリサイクル利用も進めています。集積場については安定化調査を常に実施し、選鉱破碎場には集塵設備を設置しています。また、生活排水については浄化処理を行ない、廃棄物についても分別回収し、有効利用できないものは適法に処理業者へ処分を委託しています。現在浄化槽の新設備への移行を実施しており、処理効率向上に努めています。構内緑化のための植林にも取り組んでいます。

ワンサラ鉱山は1997年にペルーで制定されたPAMA※に、ペルー国内で最初に適合となりました。現在は同プログラムのほか、ISO14001:2014の2015版への移行も実施しています。

地域社会への支援

地域社会との信頼関係に基づく共存共栄を目指して、サンタルイサ鉱業は地域への継続的援助にも努めてまいりました。自家水力発電所から、地元ワジャンカ町へ電力の無償供給をはじめ、学校の建設、学用品やパソコン等備品の寄付、図書寄贈などの教育支援、公民館などの文化施設の建設、街路や上下水道などの町のインフラ整備、診療所の建設や外来診察の実施などの医療支援、品種改良や農畜産技術の指導なども行なってまいりました。

こうした支援は会社側から地域に対して一方的に行なうものではありません。地元住民の皆様と作っている委員会の中で、鉱山操業に関わるいろいろな情報を共有するとともに、支援内容についても合意を踏まえて行なっています。

環境への影響をミニマイズするための閉山計画

私たちの資源事業では、閉山後に生じる影響とリスクを最小限にするため、一部の鉱山事業所においては全体または特定施設について開発段階から閉山計画の立案、閉山処理にかかる費用の積立を実施しています。また、一部閉山工事については計画に先行して実施しています。

事業所名	閉山計画の有無	既積立額(2017年度)
ワンサラ鉱山(ペルー)	有り	7.0百万USドル
パルカ鉱山(ペルー)	有り	2.0百万USドル
赤石鉱山(鹿児島県)	無し	243.4百万円

環境保全・労働安全衛生への取組みは、私たちのサステナビリティ推進のために欠かすことのできない重要な課題と認識しています。これらの日々の取組み、不断の努力が「SDGs(持続可能な開発目標)」へもつながっています。

鉱山開発と製錬事業をルーツとする私たち三井金属が事業分野と活動領域を広げる中において、環境に与える影響の大きさ、そして果たすべき役割の重要性を再認識し、地球環境の保全を経営上の最重要課題のひとつとして取組みを進めております。

とくに、私たちの事業拠点とその地域との共存をはかる上で、環境汚染の予防に重きをおいています。環境管理体制を強化し定期的な環境監査を行なっているほか、従業員に対する環境教育を徹底しています。

そして周辺環境の保全のために、また、グローバルな環境保全の視点をもって、省エネルギー、排出CO₂の削減、廃棄物の削減を推進すると同時に、リサイクル製錬事業による資源の有効活用、そして水力、太陽光、地熱を用いた再生可能エネルギーの創出にも注力しています。

ものづくりの企業として、すべての事業活動の基盤となる従業員の安全と健康も等しく守らなければなりません。危険源を特定し容易に人を接触させないことを基本に考え、すべての事業所において危険な設備の廃止やリスク低減といった本質安全化を優先的に進めております。安全コンプライアンス活動の徹底をはじめとして、従業員一人ひとりが危険感受性を高められるよう、安全衛生教育、職場指導を実施しています。

この2018年度に入り、私たちの環境取組みの具体的な目標を掲げた環境行動計画を改定いたしました。SDGsなどの国際的な目標達成に積極的に貢献するために、CO₂排出量の削減などそれぞれの取組み目標を見直しました。

また現在は、次の2019年度から始まる新たな中期経営計画を作成しています。これまで以上に、企業として社会的責任を果たすことを強く意識した計画とすべく、その作成を進めています。気候変動への対応、資源の有効利用をはじめ、世界の差し迫った課題の解決につながることを具現化する計画となることは間違ひありません。

それぞれの取組み進捗、そして新たな中期計画についても、この毎年の報告書を通じて、ステークホルダーの皆様へお伝えしていきます。

久岡一史

取締役 兼 常務執行役員 環境および安全衛生最高責任者



※ PAMA=Programa de Adecuación y Manejo Ambiental (環境対策プログラム)

サプライチェーンにおけるCSRの推進

良質な製品・サービスを安定的にお客様へお届けし続けるためには、原材料の調達先やビジネスに関わる様々なパートナーとの連携が欠かせません。CSRの取組みも、企業単体やそのグループ会社だけではなく、ビジネスのすべてに関わるサプライチェーン全体で取り組むことが必要となっています。

サプライチェーン・サステナビリティ

経済活動が地球規模化した今日、当社三井金属グループも例にもれず、世界各地のサプライヤーと顧客の皆様と取引きを行なっています。当社グループの取引によって影響が及ぶ範囲は、国境を越えたサプライチェーンに広がっています。したがって、CSR活動の対象も、グループ内だけではなく、サプライチェーン全体に広げていく必要があります。実際に、顧客の皆様からは、サプライチェーンにおいても、環境や社会的課題への一定以上の水準の取組みが求められています。

三井金属グループは、グループのサプライチェーンに関する顧客の皆様やその他ステークホルダーの皆様からの要請を踏まえ、サプライチェーンにおけるサステナビリティに取り組んでいます。

調達方針の制定

サプライチェーン・サステナビリティに取り組んでいくための方針として、2018年4月、調達方針を制定しました。調達活動において、健全な経営基盤、技術力の向上、優良な品質、価格競争力、安定供給(適正納期)の追求だけではなく、人権・労働、安全衛生、倫理、環境といった社会的責任を果たす調達を推進し、サプライチェーンのサステナビリティに取り組むことを明示しています。

第一に、三井金属グループは、調達取引に関連する法令・社会規範、企業倫理の遵守を、取引きの基本と捉え実行していきます。とくに、独占禁止法や下請法の遵守については、行動規準第4条に「公正な事業活動」を掲げ、調達取引における自由で公平な競争の保護と促進に努めています。独占禁止法に関するコンプライアンス・ガイドブックを2014年に作成し、グループ内へ配布するとともに、公正取引に

関するセミナー等を実施しています。また、下請取引の公正化、下請事業者の利益保護にも努め、下請法の対象となる事業者の皆様との取引きにおいては、義務や禁止事項について徹底しています。

第二に、調達活動において、品質・価格・納期・安定供給等に加え、人権・労働、安全衛生、倫理、環境といった社会的責任を果たす取組み項目を実施していきます。中でも責任ある鉱物調達を推進していくため、サプライチェーンの児童労働や強制労働等の人権侵害の排除に取り組んでいます。また、国際的イニシアチブの要求や、国連等のガイドラインに則って調達取引における腐敗防止にも取り組んでいます。

第三に、サプライヤー選定時にも、人権・労働、安全衛生、倫理、環境といった社会的責任を果たす取組み項目を選定基準としています。また、継続取引の際の評価基準にも含めています。

調達ガイドラインの実行

三井金属グループは、「調達基本方針」に基づき、国連グローバル・コンパクト等の国際的に認知された原則やガイドラインを参考しながら、サプライチェーンでの取組みを実施していきます。とくに、サプライチェーンの「リスク」に対応していくために、RBA行動規範の趣旨に則って、サプライチェーン・マネジメントを実行していきます。

そのための指針として、RBA行動規範をベースとした「三井金属グループ調達ガイドライン」を策定しました。当社企業グループの調達活動だけでなく、サプライヤーの皆様にも、このガイドラインの実行をお願いしていきます。

[三井金属グループ 調達ガイドライン]

http://www.mitsui-kinzoku.co.jp/wp-content/uploads/supplychain_guideline.pdf

三井金属グループ 調達基本方針

三井金属グループは、経営理念に掲げるとおり「価値ある商品によって社会に貢献」するために、三井金属グループ行動規準に準拠した調達活動を推進します。調達活動において、サプライヤーの皆様との相互理解と信頼関係に基づき、社会的責任への取組みに努め、相互の永続的発展成長を目指していきます。

1. 法令・社会規範、企業倫理を遵守した調達活動を行ないます。
2. 健全な経営基盤、技術力の向上、優良な品質、価格競争力、安定供給を追求し、ならびに人権・労働、安全衛生、倫理、環境といった社会的責任を果たす取組みを推進します。児童労働や強制労働等の人権侵害に直接的または間接的に加担しません。また、公平・公正な競争に基づいた調達を推進し、あらゆる形態の腐敗防止に取り組みます。
3. サプライヤーの選定の際は、人権・労働、安全衛生、倫理、環境といった社会的責任への取組みを総合的に評価します。また実際の調達活動の際にも、サプライヤーの皆様とともにこれらの項目への取組みを推進し、取引継続の際にもこれらの項目への取組み評価を優先します。

→ 紛争鉱物問題への対応 「三井金属グループ 紛争鉱物対応方針」

サプライチェーンの構造

サプライチェーンの構造から当社企業グループのビジネスを捉えると、大きく以下の4つのパターンに分類されます。

- ¶ 鉱山から鉱石を採掘する事業
 - ¶ 鉱山由来の原料を調達し製錬する事業
 - ¶ 廃棄物由来のリサイクル原料をリサイクル業者等から調達し製錬する事業
 - ¶ 素材や部品を調達して加工する製造事業
- ※ 2017年度は大きな構造の変化はありませんでした。

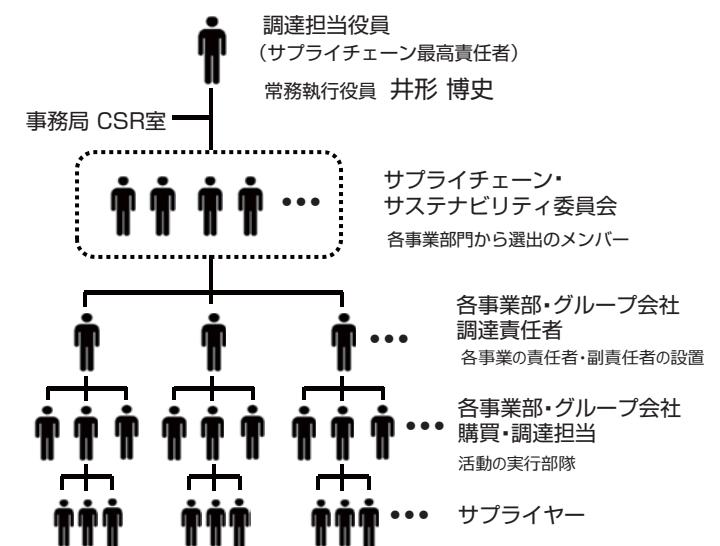
[役務やサービスも含めた年間調達額]

: 417,796 百万円 (2017年度 連結売上原価)

サプライチェーン・マネジメント体制

調達方針を実行していくために、サプライチェーン・マネジメント体制を構築しました。各事業部門から調達責任者としてメンバーを選び、サプライヤー・サステナビリティ委員会を2018年6月、発足させました。

三井金属グループ [サプライチェーン・マネジメント体制]



責任ある鉱物調達



三井金属アクトでは、サプライヤーとのエンゲージメントの一環として、定期的にサプライヤー説明会を開催しています。写真は日本国内のサプライヤーの皆様向けに購買方針説明会を実施しましたときの様子（2018年3月 横浜）



サプライヤー・エンゲージメント

三井金属アクト株式会社を中心とする自動車部品事業は、三井金属グループの中でもとくにグローバル展開が進んでいる事業のひとつです。

ドアラッチ事業世界一を目指す三井金属アクトにとって、“ダントツ品質”と競争力ある原価の追求は日常に不可欠の要素であり、そのためにはお取引先各社との不断の協働が欠かせません。

グローバルに事業エリアを分けて受け持つビジネスユニットごとに、お取引先に事業方針、購買方針を共有いただき、また、お取引先の課題の共有などを図る場として、世界の各地域でサプライヤー説明会を定期的に開催しています。また、合わせて三井金属グループが取り組むCSR活動についても説明し、サプライヤーの皆様に理解を深めていただきます。

サプライチェーンにおける取組みロードマップ

三井金属グループにおけるCSR取組みの重要課題のひとつであり、制定しました調達方針をグループ内、サプライヤー皆様への周知に始まり、以下のような計画でサプライチェーンにおける取組みを進めています。

2020年

重要なサプライヤーへの自己評価(SAQ)実施率 100%

[2018年4月]

- ・調達方針(基本方針とガイドライン)の制定
- ・サプライチェーン・マネジメント体制の整備
(各部門・拠点の調達責任者の選定)

[2018年度]

- ・調達方針のグループ内周知
- ・サプライチェーン・マネジメントについての中長期目標の作成
- ・サプライヤーの皆様への調達方針の周知

[2019年度]

- ・サプライヤー自己評価(SAQ)への取組み開始

近年、企業の鉱物調達の責任について、対象となる鉱物やリスクが拡大しています。私たち三井金属グループは、国際的に認知された枠組みに沿って取組みを進め、人権、環境および法規制に配慮した鉱物調達を推進していきます。

紛争鉱物問題への取組み

三井金属グループは、グローバル・サプライチェーンの一員として、責任ある鉱物調達への要請に応えていきます。人権、環境および法規制に配慮した鉱物調達を推進し、サプライチェーンのサステナビリティに取り組んでいきます。コンゴ民主共和国(DRC)およびその周辺9か国で産出される金、錫、タンタル、タングステン(紛争鉱物)は、人権侵害や暴力行為を行なう武装勢力の資金源になっていると指摘されています。三井金属グループは、これらの地域で産出される、紛争等の非人道的行為に関わる紛争鉱物の不使用に向けて取り組むことを、「三井金属グループ 紛争鉱物対応方針」に定めています。紛争鉱物サプライチェーン上の企業として、業界標準の取組みに基づき、顧客の皆様からのサプライチェーンを遡る調査に協力していきます。また、紛争鉱物の製錬を行なう各事業部門においては、それぞれに方針を掲げ、RMAP Conformant(適合)を更新しています。

機能材料事業部（タンタル製錬）

機能粉事業部は、タンタルの製錬業者として、RMAPプログラム^{※1}に基づき、2011年より第三者機関による監査を毎年受審し、RMAP Conformant(適合)を取得しています。また、タンタル原料の購入にあたって、紛争地域の武装勢力の資金源となっているタンタル原料を購入しない旨を謳った「タンタル調達方針」を制定・公開しています。鉱石のサプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンス実現のためのプログラム(ITSCI)に加盟し、サプライヤー各社様のご理解・ご協力をいただきながら原料調達を進めています。

金属事業部（金・銀製錬）

金属事業部では、LBMA^{※2}のガイダンスに則して、金および銀地金の製錬業者として紛争鉱物問題に適正に対応しています。サプライチェーン・デュー・ディリジェンスの体制を構築し、原料の発生元の確認、流通経路の確認を行ない、非人道的行為に関わる紛争鉱物の排除に取り組んでいます。取組みについて、第三者機関である外部の監査法人による監査を毎年度受審し、その監査結果をLBMAへ報告しています。2018年に改訂した「金及び銀に関するサプライチェーン方針」とともに、監査法人による保証レポート、LBMAへの報告書を開示しています。改訂されたガイダンスでは、外部の利害関係者も利用でき、かつ匿名で通報できる仕組みが求められており、ウェブサイトにCSRお問い合わせラインを設置しました。

※1 RMAP (Responsible Minerals Assurance Process : 責任ある鉱物保証プロセス)

米国の電子を中心とした業界団体RBA (Responsible Business Alliance) の下部組織である、RMI (Responsible Minerals Initiative : 責任ある鉱物イニシアティブ) が開発したプログラム。旧来のCFSPから、DRC及び周辺国に限定しない調査プログラムに進化。

※2 LBMA

英国ロンドンの金・銀市場参加者による自主規制団体であるロンドン地金市場協会 (LBMA: The London Bullion Market Association)。組織的で広範囲な人権侵害防止、紛争助長の回避、マネーロンダリング防止のために、同協会に登録・認定されている製錬会社に対して、遵守すべき規準としてLBMAレスポンシブル・ゴールド/シルバー・ガイダンス (LBMA Responsible Gold/Silver Guidance) を作成し対応を求めていました。

責任ある鉱物調達への今後の対応

2000年以降、企業に人権への取組みを求める国際的な枠組みが構築され、サプライチェーンを通して企業の責任ある行動を要請する動きが加速しています。これまで三井金属グループは、国際的な枠組みに準じ、米国ドットフランク法に関連するDRCおよび周辺9か国産の武装勢力の資金源となっている紛争鉱物への対応を進めてきました。一方、責任ある鉱物調達を求める国際的な関心は益々高まっており、鉱物サプライチェーン上の企業が対応を求める対象のリスクや地域、鉱物が拡大する傾向にあります。企業はサプライチェーンで相互に連携しながら、サプライチェーンを遡るデュー・ディリジェンスを進める必要があります。

このような課題認識のもと、三井金属は2018年よりJEITA(電子情報技術産業協会)の責任ある鉱物調達検討会に参画しています。JEITA責任ある鉱物調達検討会を通じて、サプライチェーン川下企業とのエンゲージメントや、JEITAを介したRMI等の国際的イニシアティブへの協力や働きかけを行なっています。また、グローバルな動向をタイムリーに認識し、企業グループのマネジメントの改善や、グループ内への最新情報や取組みの浸透を図り、責任ある鉱物調達への対応の底上げにつなげていきます。

知的財産マネジメント

知的財産は、事業活動の中で欠くことができないもの。

知的財産権の尊重、確保、活用を、グループ全体で推進しています。

三井金属グループの知的財産活動

私たち三井金属グループは、事業活動を展開する上で、知的財産を必要不可欠なものと位置付けており、知的財産権を尊重し、その確保、活用を推進しています。

知的財産に関する社長方針では、「知的財産は重要な経営資源との認識の下、『世界一流のものづくりの力』を知的財産でもれなく固め、企業価値の最大化を目指そう」を、グループ共有の理念として掲げています。

知的財産に関わる社内の体制

知的財産部門の組織体制は、コーポレート部門の知的財産部、事業部門の知的財産専門部署（機能材料事業本部知的財産室 等）、および各部門・関係会社の知財担当で構成されています。

コーポレート部門の知的財産部は、グループ全社知的財産活動の立案、部門支援、知財に関する事務作業の一元管理、全社教育等を行なっています。

事業部門における知的財産専門部署は、それぞれの傘下事業部門の全般にわたり、部門・グループ会社の知財担当は、自部門（自社）全般にわたって、原則的に各々の知的財産活動を自らで運営しています。

知的財産の確保・保護、リスク対応、権利活用

事業戦略、研究開発戦略を策定する際には、他社の権利調査をまず行ないます。新製品・新技術の知的財産を確保あるいは保護し、既存事業の優位性を確保するとともに、新規事業の創出を図っています。

知的財産に係るリスクに対し、問題の早期発見・早期対応で争の未然防止に努めるとともに、当社権利への侵害行為に対しては確固たる態度で臨みます。

知的財産の尊重と企業風土としての定着

発明、デザイン、ブランドなどの知的財産を尊重する意識を全社に普及・浸透させ、企業風土としての定着を図っています。

知的財産部では、社員の知的財産に関するスキル向上を図るために、研究開発職を対象の中心に、初級、中級、上級の3階層の研修を提供しています。

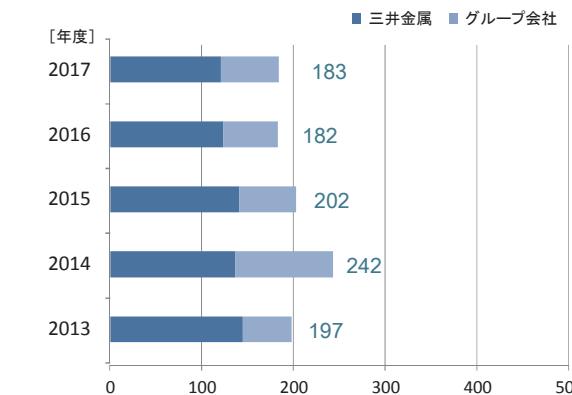
また、各部門の要請に応え、個別での一括研修や、テーマを特定した（各種公報の読み方、特許等の効果的な調査・検索方法など）出前研修なども実施しています。

職務発明の取扱い

三井金属では、従業員の発明を奨励するために、日本国内の特許法に準拠した発明取扱規則を制定し、運用しています。職務発明が会社に帰属する代わりに、会社は発明者に対し、応分の利益を申請報奨（出願時）、実施報奨（登録後）の形で支払っています。

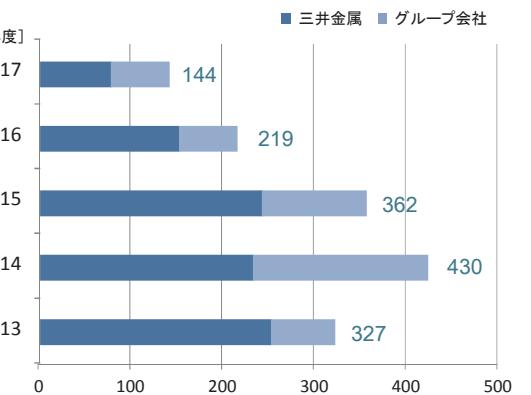
10年後のありたい姿

現在進めています中期経営計画「16中計」では、当社グループの知的財産部門全体での10年後のありたい姿として、「知的財産による事業貢献を示す」ことを掲げています。「戦略的な出願権利化と積極的な権利活用により、社外から一目置かれる企業となること」をイメージとして共有し、各部門・部署にて知的財産に関する取組みをより積極的に展開しています。



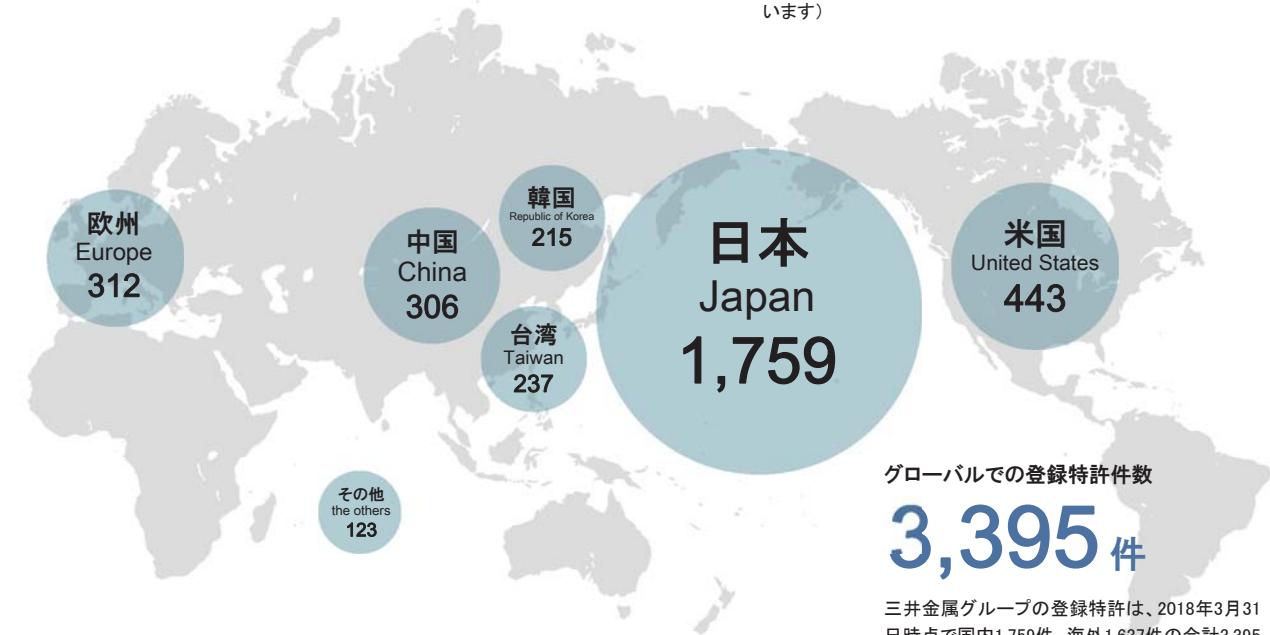
国内 特許出願件数

国内特許出願の合計件数は、最近では2014年度をピークに減少傾向にありますが、三井金属本体の出願は120～140件で、ほぼ横這いで推移しています。（過年度の件数を更新しており、昨年開示の値から変わっていません）



海外 特許出願件数

国外出願件数においては、三井金属本体の出願は昨年度は減少していますが、例年150～200件前後で推移しています。最近では中国、韓国、台湾での出願が全体の約2/3を占めています。（過年度の件数を更新しており、昨年開示の値から変わっていません）



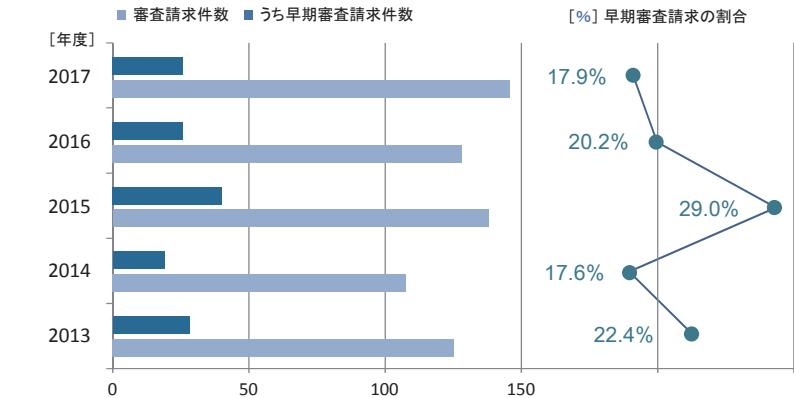
グローバルでの登録特許件数

3,395 件

三井金属グループの登録特許は、2018年3月31日時点で国内1,759件、海外1,637件の合計3,395件を保有しています。

海外の内訳をみると、米国が443件で約27%と、国・地域別では最多の件数ですが、近年の出願が増えている中国、韓国、台湾の合計は、758件で海外登録の約46%と半数近くになっています。

国内特許における早期審査の活用状況



「早期審査請求制度」の活用

日本国内特許の審査請求のうち、15～30%は早期審査請求制度を活用しており、重要な権利については早期権利化を目指しています。

国内での平均的な利用状況は7～9%程度ですから、当社三井金属の活用率は高いといえます。

品質保証と向上への取組み

エレクトロニクスや自動車産業などお客様の広がりとともに、事業領域を拡大しグローバル化も進める中で、お客様の声を財産と考え、常に最適な品質の製品・サービスを提供する責任は、一層増しているとの認識を私たち三井金属グループは強めています。

品質に関する基本的な考え方

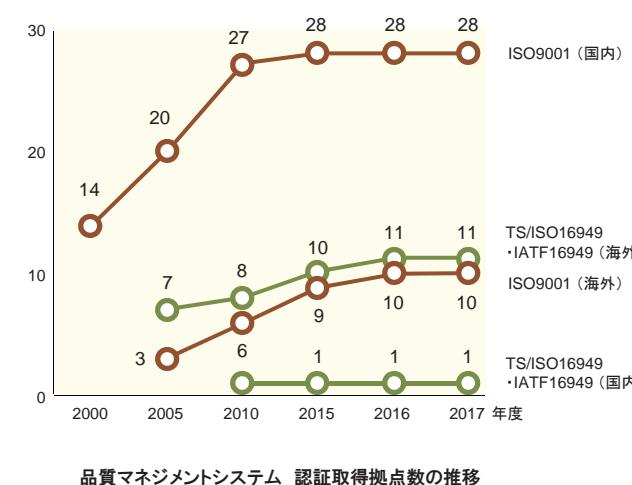
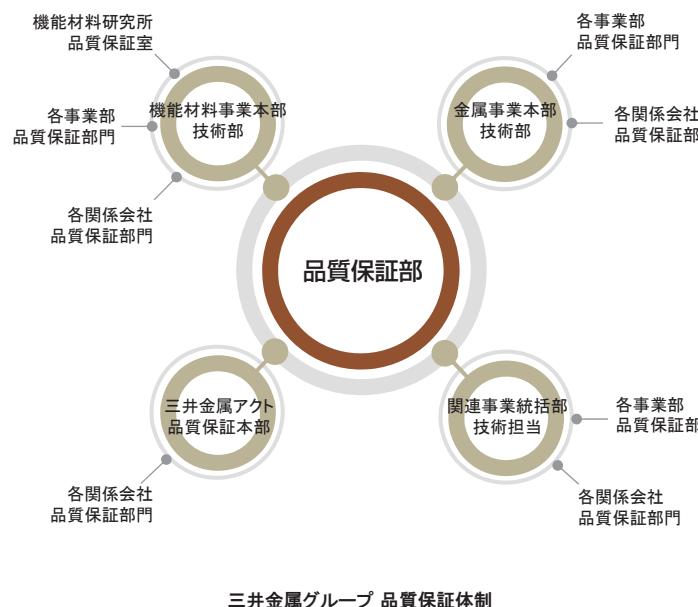
資源開発と製錬事業をそのルーツとし、非鉄金属地金から、エレクトロニクスなど各産業向けのさまざまな機能材料、自動車用機能部品などの組立加工、さらにはエンジニアリング事業などの技術サービスの提供と、三井金属グループの製品・サービスの領域は拡がっています。事業領域の拡大とともにグローバル化も進める中で、安全で十分な品質の製品・サービスを提供する責任は、ますます増えているものとの認識を私たち三井金属グループは強めています。各事業分野、国内外の各拠点での品質への取組みを貫く規準として、「品質基本方針」を2012年に定め、安全で優れた品質をもつ、お客様に満足いただける製品づくりを追求しています。

品質保証体制の強化

三井金属グループ全体の品質保証体制をより強化するため、2018年3月20日付けで、三井金属の本社機能として、品質保証部を設置しました。主な機能は、企業集団の品質保証に係わる企画・推進、品質保証の実効性の監査、品質保証人材の育成、品質保証に関する社外情報を入手し企業集団へ提供することなどです。また、開発品のスムーズな立ち上げのため、研究開発段階からの品質保証体制を確立するため、2018年5月1日付けで、機能材料研究所にも品質保証室を設置しました。

品質マネジメントシステム

三井金属グループでは、事業部門ごとに定められた品質管理システムに従い、適正な品質管理を行なっています。品質管理上取得が必要と判断した製造拠点につきましては、ISO9001をはじめとする規格認証を取得しています。「ISO9001」は国内外の38の製造拠点で取得、自動車業界の規格である「ISO/TS16949・IATF16949」は、国内外の12の製造拠点で取得しています(2018年3月末時点)。



品質基本方針

【理念】

三井金属グループは、お客様の声を財産と考え、常に最適な品質の実現に努めます。

【方針】

- お客様のニーズを先取りし、満足頂ける製品・サービスをお届けします。
- 品質を業務の質ととらえ、全員参加とスピード重視で品質向上をはかります。
- 十分な品質保証の実現のため、各事業分野に適した品質保証体制を構築し、そのレベルアップに努めます。

この基本方針は、三井金属グループの全世界の各所社に適用する。

QC(品質管理)教育

お客様の立場に立って、合理的な仕事をするため(問題解決)に使う考え方や管理技術手法の集合研修を、各階層を対象にして年間を通じて開催しています。品質向上や改善に役立つ考え方や手法を実践するための集合研修を行なうとともに、現場への出前教育や個別指導も実施しています。とくに新製品開発では、お客様のニーズをよく把握するとともに製品リスクを低減するための品質企画の集合研修や出前教育を実施しています。



製品安全情報

三井金属グループでは、主に素材や材料を製品としてお客様に提供しています。法令や規制の遵守はもとより、安全に関わる情報は、基本的に仕様書や技術資料、SDS(安全データシート)などを通じてお客様にお伝えしています。



ドア閉音を無響室で確かめる、心理音響技術を用いた解析実験(三井金属アクト)

品質問題

2017年度において製造物責任に関わる製品・サービスの違反はありませんでした。国内の13事業拠点における品質クレームの発生状況は、ここ5年間においては減少で推移しています。「品質基本方針」で謳っていますが、三井金属グループでは、十分な品質保証の実現のため、各事業分野に適した品質保証体制を構築し、そのレベルアップに努めています。

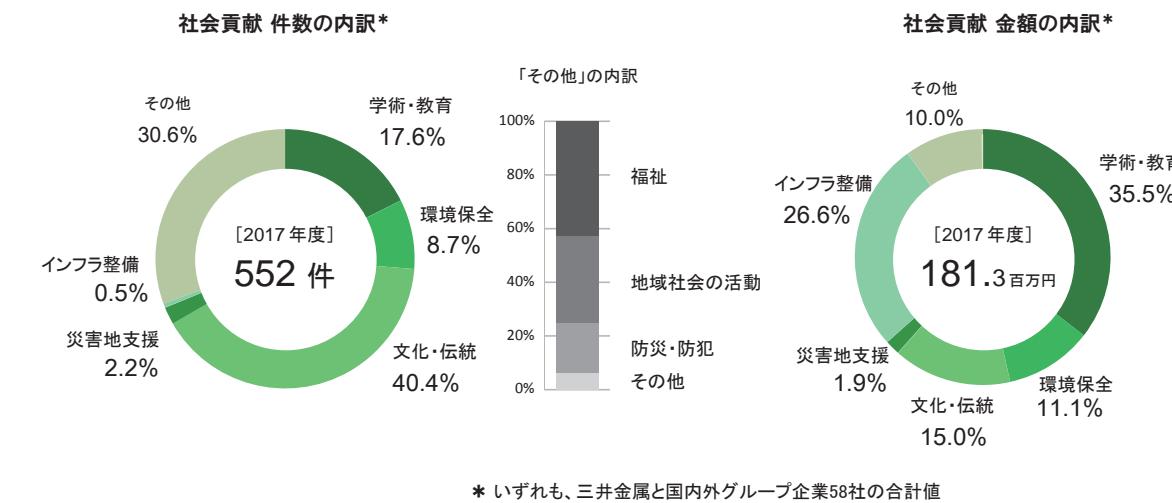


地域から、社会から必要とされる企業に

“良き企業市民”としての最初の一歩に。

私たちだからこそ出来ることを一つひとつ。

これからも地域の皆様に、社会に貢献してまいります。



基本的な考え方

私たち三井金属グループは、その行動規準に定めるように、全てのステークホルダーの皆さまとコミュニケーションをはかり、積極的に社会貢献活動を進めてまいります。

地域社会との共存共栄は事業活動の基盤です。なぜならば、三井金属のものづくりは地域の皆様のご理解、ご協力があってこそ成り立っているからです。

足許の活動は、「良き企業市民」としての役割を自覚し、社会貢献活動を通じて地域社会とのコミュニケーションを継続し、地域の皆様との信頼関係を築いていくとともに、地域の皆様にも事業活動への理解を深めていただくステージと認識しています。将来的には、足許の活動をさらに一歩進めて、地域社会との信頼関係構築と事業活動への理解の醸成を踏まえて、「良き企業市民」として、地域社会の社会的課題の解決に積極的に取り組み、地域社会の発展、ひいては地域社会の一員である当社の発展につなげていきたいと考えています。

私たちはこれからも私たちにできる、私たち三井金属だからこそできる社会貢献活動を続けてまいります。

新たな推進体制

これまで三井金属グループでは、各拠点がそれぞれ地域に根ざした社会貢献活動を行なってきました。2018年度からは、毎年4月に各拠点から前年度の社会貢献活動の取組みの成果、および当年度の取組み計画の報告を本社総務部にて集約し、その内容を三井金属グループ内で共有することにより、社会貢献活動のさらなる推進に活かしていきます。

社会貢献の重点分野

私たちはこれまでの事業活動の中で培った地域の皆様とのコミュニケーション等の実績を踏まえて、「学術・教育」「環境保全」「文化・伝統」「災害地等への支援」を社会貢献活動における重点分野としております。「学術・教育」においては、工場見学やインターンシップなどの受け入れを実施。「環境保全」においては地域の清掃活動等への参画。「文化・伝統」においては地域の行事等に参加。「災害地等への支援」においては当社が定める項目を勘案した上で必要な支援を行なっていきます。

「地域社会への貢献」「グループでの取組み」「社会人として基礎的な習慣と考え方」について学ぶことを目的として、三井金属では新入社員研修の中にボランティア研修を組み入れ始めました。

初めての試みとなりました2017年度は、長野県飯島町と中川村で、竹林整備、林道整備、獣害対策の3つの作業を4日間に渡り実施しました。

竹林整備は、道路に倒れ込むようにして生えて通行の障害となっている竹を伐採し除去する作業です。日本のあちこちで見られるように、人手不足から管理する人がいないためにやぶ化している竹林を手入れします。今回整備した場所は、小学生の通学路でもあり、すっきりと明るく安心な道になりました。

林道脇の側溝に堆積した落ち葉や枯れ木、土砂を除去し、排水溝としての機能を回復させるのが、林道整備作業です。

人手不足から林道の整備が町ではなかなか出来ずにいました。側溝が埋まつたままでは、豪雨などがあった場合に水が溢れ被害が大きくなる恐れがあり、側溝をきちんと修復することで、車両通行の安全性、下流の水源の確保、さらには山林の手入れがし易くなる、そして山村の活性化にもつながると言われています。今回の作業で、3kmほどの側溝をきれいに修復できました。自然が豊かな一方で、イノシシ、鹿やサルが山から下りてきて、畑を荒らす被害が町では出ています。野生獣による農林作物被害の軽減を図るために、電気柵を作製し設置する作業が、獣害対策です。被害抑止による経済効果も期待できるものです。

これら昼間の作業を終え宿泊所に戻ってからも、その日の作業内容に対する反省や、作業を通して見えた「企業と地域との関わり方」に関する討議、そして飯島町の町長や町役場の方から地域問題や地域と企業との関わり方について講演をしていただくななど、とても密度の濃い研修となりました。研修終了後、新入社員からは「竹林伐採や町長の講演を通じ、地域の抱える問題や役割分担の重要性を学ぶことが出来た」、「グループでの作業では危険予知の訓練になり、実際の業務でも通じていることがあると感じた」、「町の役に立つことができたし、同期の結束力も高まりました」といった声が寄せられました。

想定以上の成果が得られたことから、三井金属では新入社員によるボランティア研修を2018年度も実施しています。



側溝を埋めてしまった土砂や枯れ木を撤去する林道整備（写真左）。
管理する人手がないために生い茂って道をふさいでいた竹を伐採します（写真右上）。
竹林整備をいっしょに手伝ってくれた地元の小学生たちと（写真右下）。

これは、従業員のボランティア活動を奨励する社内プログラムによるものではありません。

ボランティア、まさにその語義のとおり、自らの意志で取り組んでいること、

自発的に地域へ奉仕すること、そのひとつの紹介です。

三井金属グループでは、従業員によるボランティア活動、社会貢献活動を支援できる体制を整えていくとともに、こうした自発的な個々の取組みを応援していきます。

「地域の子どもたちを見守りたい、その想いだけです」

三井串木野鉱山株式会社で現在は顧問を務める田畠和彦は、毎朝旗をもって子どもたちを見送るようになって11年になります。古くは“緑のおばさん”的愛称で知られていました、小学校の通学路上に立ち、児童の通学における安全確保にあたる人、最近では“学童擁護員”と呼ばれています。7年前にこの擁護員としての公的な認定も得ていますが、もともとは自主的に自分の考えで始めたことです。

「自分にできることで、何か地域に貢献したい」、その想いで通学路に立ち始めました。出勤前の朝7時半頃に20分ほど、そんなに長い時間ではありませんが、雨の日や冬

の寒いときなどは結構たいへんな仕事です。それでも「子どもたちの元気な様子を見ると、自分の励み、元気にもなる」と続けてきました。忘れ物をして慌てて戻ってきた子どもに付き添って学校まで送つてあげることもあるそうです。出張のために何日か休まざるを得ないときには、「どうしたの、インフルエンザになってたの？」と子どもたちが心配して聞いてくるそうです。

わずかな時間でも子どもたちとの毎朝のコミュニケーションがしっかり育めているのでしょうか、ハイタッチをしてくる子も多くいます。

「ほんのちょっとした表情なのですが、家や学校で何かあったのかな、と気づく」ときが

あり、信号待ちの間に声をかけて話を聞くこともあるそうです。

「事故に遭わないよう見送るのはもちろんですが、微力でも“防犯の目”として、子どもたちの安全・安心の一助にもなれば望外の幸せです。地域のこの子どもたちが、挨拶のできる、人のことを思いやる優しい大人として成長してくれたら、将来の地域を支えていく人材になってくれたら」と田畠は願っています。

その気持ちが通学路上へ毎朝向かう原動力になっています。



毎朝、子どもたちと言葉を交わし、手を合わせる田畠。鹿児島県いちき串木野市大原町の交差点で。



美方採石場（兵庫県美方郡香美町）
露天採掘階段採掘法を用いてパーライトの原石を採掘しています。1987年に開発に着手して以来、累計採掘量は75万トンにのぼります。採石場のある地域は県立自然公園に指定されている自然豊かな環境です。この豊かな自然を後世に残すため、採石法、森林法等の法律に加え、自然公園条例を遵守した操業を行ない、採掘後の土地の緑化・植林を実施しています。



子どもたちの“学び”や“気づき”が、私たちの“喜び”です。

三井金属パーライト事業部では、2013年より毎年、協力会社である(株)大一興業とともに、美方採石場の地元である小代小学校の5年生を対象に出張授業を行なっています。この授業は、「ふるさと学習会」というプログラムの中の時間をいただき、地元小代地区で産出するパーライトについて学んでもらう機会を提供するものです。

授業では、パーライトが日本全国でも7か所でしか採れない貴重な資源であること、

地球が長い時間をかけて作りだした資源であることを学びます。

パーライトはその軽量性を活かし、住宅の外壁材の原料に使用されたり、保水性、排水性を活かして、土壌改良剤として利用されていることなどを子どもたちに伝え、パーライトが暮らしの身近なところで役立っていることを説明しています。

教室での授業のほか、実際に採石場を見学してもらい、岩石をブレーカーでダイナミックに碎く作業の様子を見てもらったり、ガスバーナーでパーライトの原石を加熱し、パーライトの特性である発泡性を確認する実験を行なっています。

私たち三井金属グループそれぞれの事業や製品に対する理解を深めていただきながら、地域の学術・教育の発展に寄与するべく、出張授業や工場見学を多くの拠点で実施しています。

機能材料、金属、自動車部品の3つ事業を核に、成長商品、成長事業を継続的に創出し、価値を拡大し続ける。それがわたしたちの、10年後のありたい姿です。

三井金属グループの概要

[社名]
三井金属鉱業株式会社
(MITSUI MINING & SMELTING CO.,LTD.)
<呼称= 三井金属 / MITSUI KINZOKU >

[設立]
1950年(昭和25年) 5月 1日

[所在地]

東京都品川区大崎 1-11-1

[資本金]

421億2,946万円 (2018年3月末)

[売上高]

連結 5,192億1,500万円 (2018年3月期)

単体 2,607億1,900万円 (2018年3月期)

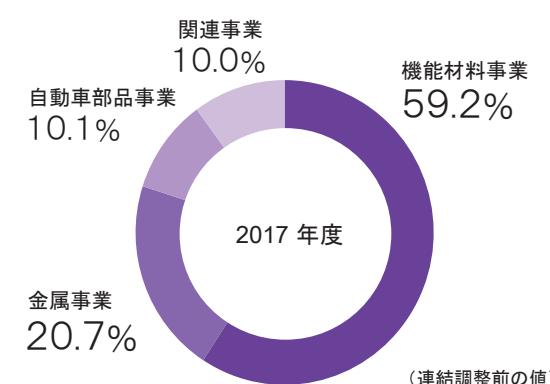
[従業員数]

連結 12,276名 単体 1,840名 (2018年3月末)

[関係会社数]

子会社 74 社 (うち連結対象53社) 関連会社 29社

連結営業利益 セグメント別の内訳



連結売上高 (百万円)

[年度]	
2017	519,215
2016	436,330
2015	450,553
2014	473,274
2013	441,046

連結営業利益 (百万円)

[年度]	
2017	49,529
2016	38,461
2015	11,137
2014	31,835
2013	25,743

連結総資産 (百万円)

[年度]	
2017	522,418
2016	518,981
2015	484,800
2014	538,646
2013	503,825

情報豊かで快適な生活を彩る機能材料

電池材料

私たち三井金属は永年にわたり幅広い種類の電池材料を供給し、電池・バッテリーの進化とともに歩んできました。モバイル機器や電気自動車に使用されるリチウムイオン二次電池用のマンガン酸リチウムやニッケル酸リチウム、ハイブリッド車に搭載されるニッケル水素電池向けの水素吸蔵合金、アルカリ乾電池などに使用される電池用亜鉛粉、暮らしの隅々に行きわたっている電池の働きを、高機能な材料で支えています。

電池用亜鉛粉では世界で初めて無水銀化を果たし、水素吸蔵合金ではハイブリッド車の量産開始期からいち早く供給を始めています。

触媒

触媒は、まさに環境負荷低減に直接つながる製品です。モータリゼーションの広がりとともに、また、世界的に排ガス規制の動きが強まる中で、信頼性の高い高機能触媒が求められています。そうしたグローバルなニーズにお応えし、海外6か国に供給拠点を擁し、二輪車向け、自動車向け、ほかに各種作業機の汎用エンジン向けに、耐熱性、低温活性、耐剥離性に優れた触媒を供給しています。

機能粉

非鉄金属素材を中心に三井金属が永年にわたり蓄積してきた技術は、金属からさらに付加価値の高い製品を生み出しました。金属を酸化させたり、紛体にしたりいろいろな工夫をすることによって、地金とは異なる性能を得ることができます。こうした特性に着目し、高純度化や微粉化、粒の形状や粒径の制御、培ってきた粉体に関する技術を活かし、多くの機能粉を開発・供給してきました。

帯電防止塗料などに用いられる導電性粉末パストラン、プリンターやコピー機のトナーの材料であるマグネタイト、薄型パネルやハードディスクのガラス研磨に使用される酸化シリウム系研磨材、光学レンズやセラミックスコンデンサーなどに用いられる酸化タンタル・酸化ニオブ、超硬工具など向けの炭化タンタル・炭化ニオブなどがあります。

銅箔

パソコンや携帯電話をはじめあらゆる電子機器には、ICチップなどを配置し、細かな配線を施した電子回路基板が使われています。電解銅箔は、この配線パターンを形成する、基板にとって必要不可欠なプリント配線板材料です。

電子機器の小型化、軽量化にともない、回路基板も一層の

微細配線化が求められています。三井金属は電解銅箔のトップメーカーとして、汎用箔から超精細な回路形成を可能にする先端品まで、幅広い品揃えと開発力で市場のニーズに応えています。

現在の主力品のひとつでありますキャリア付極薄電解銅箔「MicroThin™」は、微細回路形成に適した1.5~5 μm の極薄の厚みと微細な表面処理を組み合わせた製品です。広幅でのロール出荷ができるほか、お客様の工程での生産性向上と歩留向上に寄与できる性能を備えており、量産開始以来、順調に販売量を伸ばしています。スマートフォンの高機能化が進むにつれ、内部の基板の微細配線化もさらに進むことが見込まれ、MicroThin™の需要はこれからも拡大していくと予想されます。

薄膜材料

液晶テレビ、スマートフォン、タブレット等の電子機器には、数種類の薄膜を積層した回路が形成されています。薄膜とはその名前の通り、μmレベルの「薄い膜」です。これらの薄膜を形成するために、スパッタリングという技法が用いられ、その原材料となるものが、スパッタリングターゲットです。

三井金属では、液晶パネルや有機ELパネル、タッチパネルの透明導電膜の材料となるITOをはじめ、透明酸化物半導体IGZO、薄膜太陽電池など各種用途に応じた様々な組成のターゲット材を供給しています。近年は、お客様の工程での使用効率の改善につながる、ロータリーカソード用のターゲットも生産しています。日本、台湾、韓国に生産拠点を開設し、とくにディスプレー用ターゲット材の市場において高いシェアを維持しています。

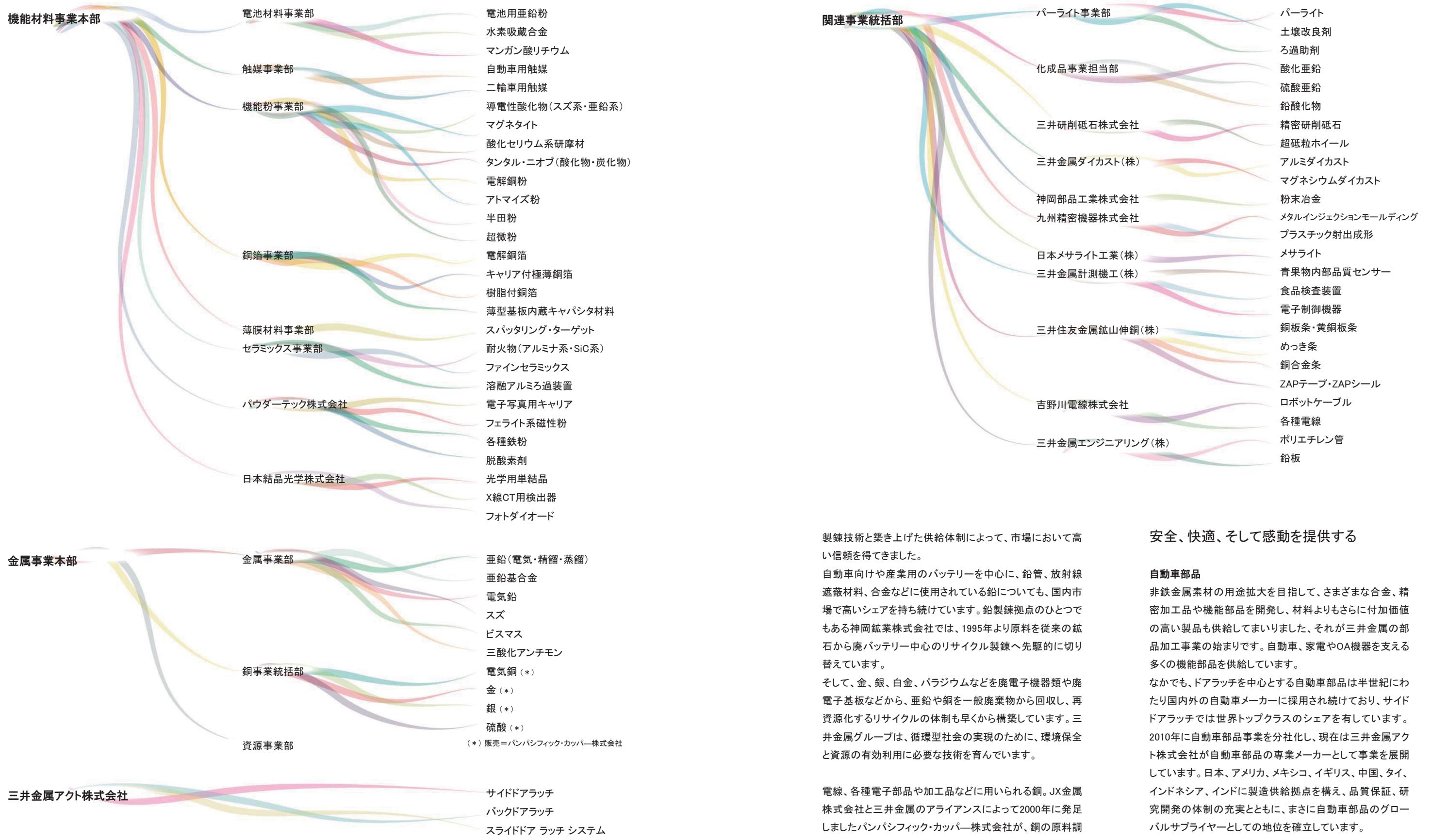
セラミックス

電子セラミックスの製造に欠かせない焼成炉、その内張煉瓦や窯道具、非鉄金属溶解炉用煉瓦などをセラミックス事業部では製造しています。また、溶融アルミニウムへの混入物を除去するメタロフィルタは、ろ過効果が高いフィルターとして世界の市場で高く評価されており、各国でアルミ飲料缶の生産に貢献しています。

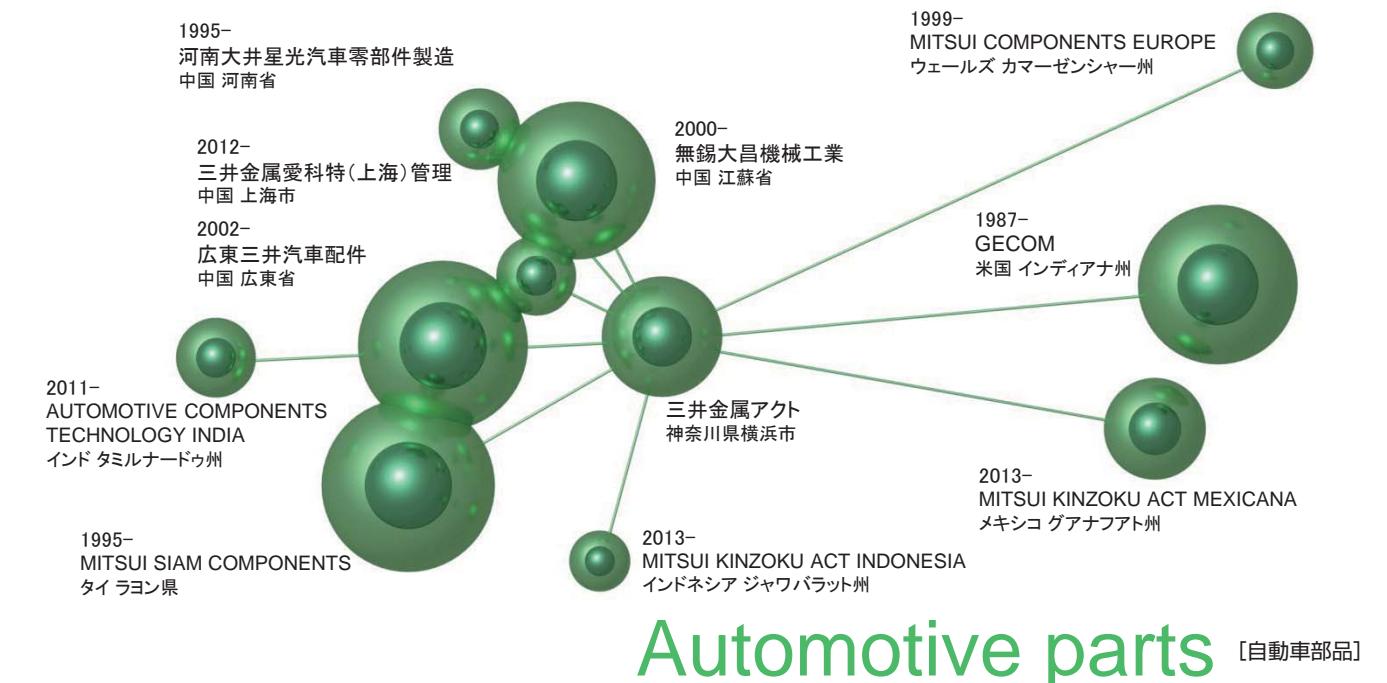
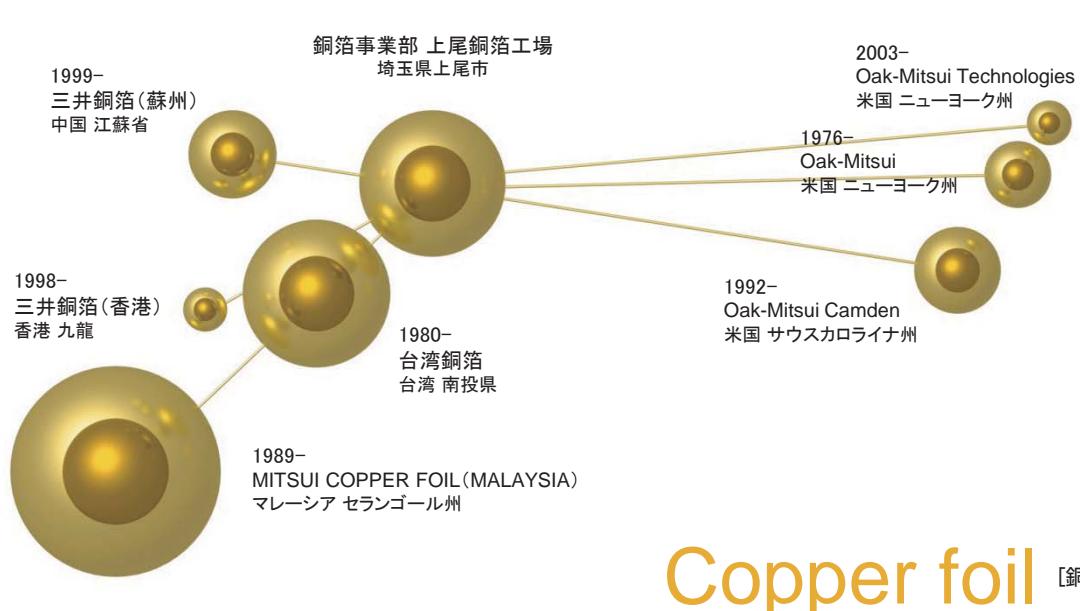
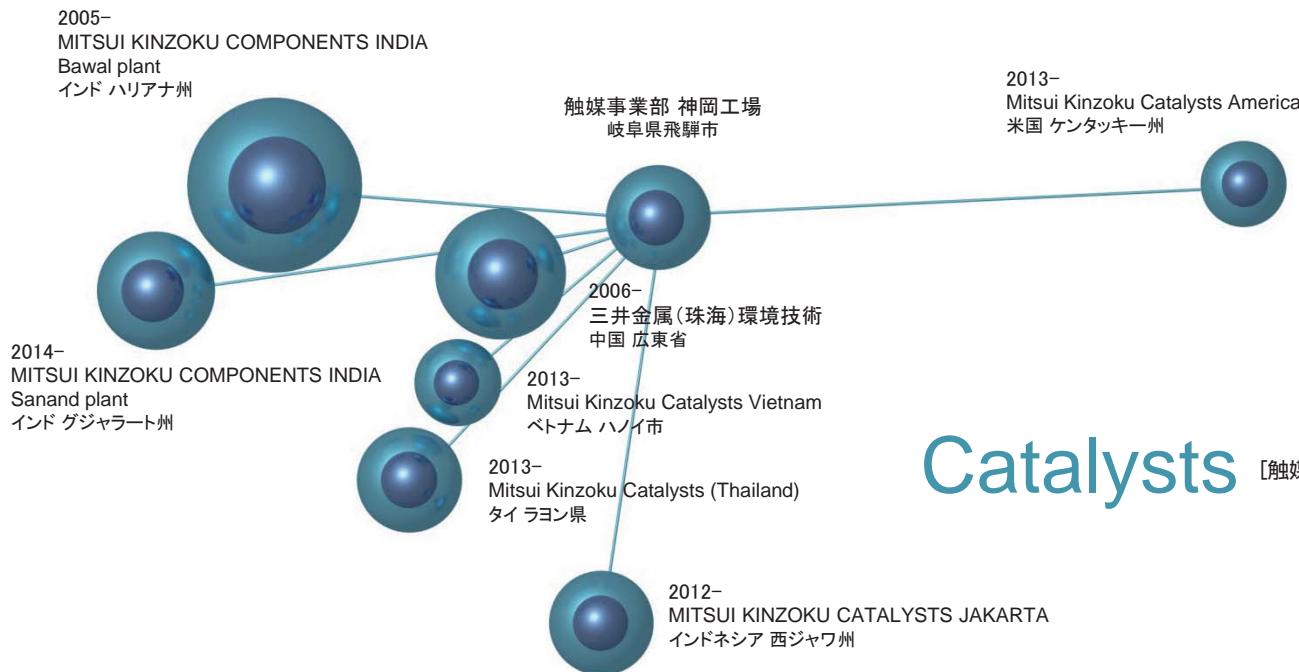
循環型社会の実現へ向けた事業の変貌

非鉄金属

三井金属は亜鉛の国内トップメーカーです。亜鉛は、鋼材の防錆に不可欠なメッキや、合金、化成品、ダイカスト製品など幅広い分野で用いられる産業の基礎素材です。当社事業のルーツでもあり、一世紀以上にわたって培われた亜鉛の



三井金属グループ 主な事業のグローバル展開 (2018年7月現在) * 円の大きさは、それぞれの事業における各拠点の人員規模を表しています。



独立した第三者保証報告書

2018年7月10日

三井金属鉱業株式会社

代表取締役社長 西田 計治 殿

デロイトトーマツ サステナビリティ株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

代表取締役 杉山 雅彦


デロイトトーマツ サステナビリティ株式会社（以下「当社」という。）は、三井金属鉱業株式会社（以下「会社」という。）が作成した「CSR REPORT 2018」（以下「報告書」という。）に記載されている の付された 2017 年度のエネルギー起源 CO₂ 排出量情報（以下「CO₂ 情報」という。）について、限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の基準（CO₂ 情報に注記されている。）に準拠して CO₂ 情報を作成する責任を負っている。また、CO₂ の算定は、排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客觀性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質管理基準第1号「財務諸表の監査及びレビュー並びにその他の保証及び関連サービス業務を行う事務所の品質管理」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、CO₂ 情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、「国際保証業務基準 3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」（国際監査・保証基準審議会）、「国際保証業務基準 3410 温室効果ガス報告に対する保証業務」（国際監査・保証基準審議会）及び「サステナビリティ情報審査実務指針」（サステナビリティ情報審査協会）に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。

- ・ 会社の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には見積の基礎となったデータのテスト又は見積の再実施を含めていない。
- ・ データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、事業所の現地調査を実施した。

限定的保証業務で実施する手續は、合理的保証業務に対する手續と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

限定的保証の結論

当社が実施した手續及び入手した証拠に基づいて、CO₂ 情報が、会社が採用した算定及び報告の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以上

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

GRIスタンダード対照表

この報告書は、GRI(Global Reporting Initiative)の「GRIスタンダード」の中核(Core)オプションに準拠して作成しています。

100シリーズ [共通]	iv.株主資本および負債の内訳を示した総資本（民間組織について） v.提供する製品、サービスの量 掲載ページ 三井金属グループの概要 P76	102-12 外部イニシアチブ 開示事項 a.外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアチブで、組織が署名または支持しているもののリスト 掲載ページ ステークホルダー・エンゲージメント P12
GRI 102: 一般開示事項 2016		102-13 団体の会員資格 開示事項 a.業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト 掲載ページ ステークホルダー・エンゲージメント P12 責任ある鉱物調達 P67
1. 組織のプロフィール		2. 戦略 開示事項 a.組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明 掲載ページ My Commitment P06
102-1 組織の名称 開示事項 a.組織の名称 掲載ページ 三井金属グループの概要 P76	102-8 従業員およびその他の労働者に関する情報 開示事項 a.雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、男女別総従業員数 b.雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、地域別総従業員数 c.雇用の種類（常勤と非常勤）別の、男女別総従業員数 d.組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述 e.開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動（観光業や農業における季節変動） f.データの編集方法についての説明（何らかの前提があればそれも含める） 掲載ページ 連結従業員の内訳 P38-39	102-14 上級意思決定者の声明 開示事項 a.組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明 掲載ページ サプライチェーンにおけるCSRの推進 P64-66
102-2 活動、ブランド、製品、サービス 開示事項 a.組織の事業活動に関する説明 b.主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める 掲載ページ 三井金属グループの概要 P77-79	102-3 本社の所在地 開示事項 a.組織の本社の所在地 掲載ページ 三井金属グループの概要 P76	102-15 重要なインパクト、リスク、機会 開示事項 a.重要なインパクト、リスク、機会の説明
102-4 事業所の所在地 開示事項 a.組織が事業を展開している国、数、および重要な事業所を所有している国の名称。報告書に記載している項目との関連は問わない 掲載ページ 三井金属グループの概要 P78-81	102-5 所有形態および法人格 開示事項 a.組織の所有形態や法人格の形態 掲載ページ 三井金属グループの概要 P76	3. 倫理と誠実性 開示事項 a.組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明 掲載ページ 私たちのCSRの考え方 P08-09
102-6 参入市場 開示事項 a.参入市場。次の事項を含む i.製品およびサービスを提供している地理的な場所 ii.参入業種 iii.顧客および受益者の種類 掲載ページ 三井金属グループの概要 P76-81	102-7 組織の規模 開示事項 a.組織の規模。次の事項を含む i.総従業員数 ii.総事業所数 iii.純売上高（民間組織について）、純収入（公的組織について） 掲載ページ サプライチェーンの構造 P65	102-17 倫理に関する助言および懸念のための制度 開示事項 a.組織内外に設けられている次の制度についての説明 i.倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度 ii.非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度 掲載ページ 内部監査委員会および監査部 P31 三井金属ホットライン（内部通報制度） P33 内部監査 P33
102-11 予防原則または予防的アプローチ 開示事項 a.組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方 掲載ページ マテリアリティ・アセスメント P14 環境管理のための投資と経費 P54		

GRIスタンダード対照表

4. ガバナンス	102-23 最高ガバナンス機関の議長 開示事項 a.最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か b.議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由 掲載ページ 取締役と取締役会 P30	102-27 最高ガバナンス機関の集合的知見 開示事項 a.経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集合的知見を発展、強化するためには実施した施策	102-32 サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割 開示事項 a.組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職 掲載ページ マネジメント・システム P15	102-37 報酬に関するステークホルダーの関与 開示事項 a.報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか b.考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果	102-44 提起された重要な項目および懸念 開示事項 a.ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念。次の事項を含む i.組織が重要な項目および懸念にどう対応したか（報告を行って対応したものを含む） ii.重要な項目および懸念を提起したステークホルダー・グループ 掲載ページ エンゲージメントにより提起された重要な項目 P13
102-18 ガバナンス構造 開示事項 a.組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む b.経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会 掲載ページ マテリアリティ実行の体制 P15 三井金属 コーポレートガバナンス図 P31	102-24 最高ガバナンス機関の指名と選出 開示事項 a.最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス b.最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出用いられる基準。次の事項を含む i.ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか ii.多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか iii.独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか iv.経済、環境、社会項目に関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか 掲載ページ 取締役会の実効性評価 P31	102-28 最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価 開示事項 a.最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス b.当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度 c.当該評価が自己評価であるか否か d.最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む 掲載ページ 取締役会の実効性評価 P31	102-33 重大な懸念事項の伝達 開示事項 a.最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス	102-38 年間報酬総額の比率 開示事項 a.組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の、同じ国の大従業員における年間報酬額の中央値（最高給与所得者を除く）に対する比率	102-45 連結財務諸表の対象になっている事業体 開示事項 a.組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト b.組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か 掲載ページ 三井金属グループの概要 P78-79
102-19 権限移譲 開示事項 a.最高ガバナンス機関から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス	102-20 経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任 開示事項 a.組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか b.その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか	102-29 経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント 開示事項 a.経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む	102-34 伝達された重大な懸念事項の性質と総数 開示事項 a.最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数 b.重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム	102-39 年間報酬総額比率の増加率 開示事項 a.組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の大従業員における年間報酬総額の中央値（最高給与所得者を除く）に対する比率	6. 報告実務
102-21 経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議 開示事項 a.ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b.協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか	102-25 利益相反 開示事項 a.利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス b.利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか。最低限、次の事項を含む i.役員会メンバーへの相互就任 ii.サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い iii.支配株主の存在 iv.関連当事者の情報 掲載ページ ステークホルダー P10 マテリアリティ P13-14 マネジメント・システム P15	102-30 リスクマネジメント・プロセスの有効性 開示事項 a.経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割 掲載ページ マネジメント・システム P15	102-35 報酬方針 開示事項 a.最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針。次の種類の報酬を含む i.固定報酬と変動報酬（パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式または権利確定株式を含む） ii.契約金、採用時インセンティブの支払い iii.契約終了手当 iv.クローバック v.退職給付（最高ガバナンス機関、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む） b.報酬方針におけるパフォーマンス基準と、最高ガバナンス機関および役員の経済、環境、社会項目における目標がどのように関係しているか 掲載ページ 指名検討委員会と報酬委員会 P31	102-40 ステークホルダー・グループのリスト 開示事項 a.組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト 掲載ページ ステークホルダー・エンゲージメント P12	102-46 報告書の内容および項目の該当範囲の確定 開示事項 a.報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明 b.組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明 掲載ページ 三井金属グループのCSRの取組み P10-15
102-22 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成 開示事項 a.最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による i.執行権の有無 ii.独立性 iii.ガバナンス機関における任期 iv.構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v.ジェンダー vi.発言権が低い社会的グループのメンバー vii.経済、環境、社会項目に関する能力 viii.ステークホルダーの代表 掲載ページ 信頼される企業であり続けるために P30	102-26 目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割 開示事項 a.経済、環境、社会項目に関する組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割 掲載ページ マテリアリティ P13 マネジメント・システム P15	102-31 経済、環境、社会項目のレビュー 開示事項 a.経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関する最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度 掲載ページ マネジメント・システム P15	102-36 報酬の決定プロセス 開示事項 a.報酬の決定プロセス b.報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か c.報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係 掲載ページ 指名検討委員会と報酬委員会 P31	102-42 ステークホルダーの特定および選定 開示事項 a.組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準 掲載ページ ステークホルダー P10-11	102-47 マテリアルな項目のリスト 開示事項 a.報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト 掲載ページ マテリアリティの進捗 P16-21
102-23 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成 開示事項 a.最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による i.執行権の有無 ii.独立性 iii.ガバナンス機関における任期 iv.構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v.ジェンダー vi.発言権が低い社会的グループのメンバー vii.経済、環境、社会項目に関する能力 viii.ステークホルダーの代表 掲載ページ 信頼される企業であり続けるために P30	102-27 最高ガバナンス機関の集合的知見 開示事項 a.経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集合的知見を発展、強化するためには実施した施策	102-32 サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割 開示事項 a.組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職 掲載ページ マネジメント・システム P15	102-37 報酬に関するステークホルダーの関与 開示事項 a.報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか b.考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果	102-44 提起された重要な項目および懸念 開示事項 a.ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念。次の事項を含む i.組織が重要な項目および懸念にどう対応したか（報告を行って対応したものを含む） ii.重要な項目および懸念を提起したステークホルダー・グループ 掲載ページ エンゲージメントにより提起された重要な項目 P13	102-48 情報の再記述 開示事項 a.過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由 掲載ページ 管理職に占める女性の割合 P41 大気・水域への排出量(国内) P55 国内 特許出願件数 P69 海外 特許出願件数 P69

GRIスタンダード対照表

102-49 報告における変更
開示事項
a.マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更
掲載ページ
[\(変更はありません\)](#)

102-50 報告期間
開示事項
a.提供情報の報告期間
掲載ページ
[この報告書をお読みいただくにあたって P04](#)

102-51 前回発行した報告書の日付
開示事項
a.前回発行した報告書の日付(該当する場合)
掲載ページ
[この報告書をお読みいただくにあたって P04](#)

102-52 報告サイクル
開示事項
a.報告サイクル
掲載ページ
[この報告書をお読みいただくにあたって P04](#)

102-53 報告書に関する質問の窓口
開示事項
a.報告書またはその内容に関する質問の窓口
掲載ページ
[問い合わせ窓口 P95](#)

102-54 GRIスタンダードに準拠した報告であることの主張
開示事項
a.組織がGRIスタンダードに準拠し、次のいずれかの選択肢を選んで報告書を作成したことを探る主張
i.「この報告書は、GRIスタンダードの中核(Core)オプションに準拠して作成されている」
ii.「この報告書は、GRIスタンダードの包括(Comprehensive)オプションに準拠して作成されている」
掲載ページ
[GRIスタンダード対照表 P83](#)

102-55 GRI内容索引
開示事項
a.GRIの内容索引(使用した各スタンダードを明記し、報告書に記載したすべての開示事項を一覧表示する)
b.内容索引には、各開示事項について次の情報を含める
i.開示事項の番号(GRIスタンダードに従って開示した項目について)
ii.報告書またはその他の公開資料の中で、該当の情報が記載されているページ番号またはURL

iii.要求される開示事項の省略が認められていて、開示できない場合の省略の理由(該当する場合)
掲載ページ
[GRIスタンダード対照表 P83](#)

102-56 外部保証
開示事項
a.報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明
b.報告書が外部保証を受けている場合、
i.外部保証報告書、表明、意見に言及する。外部保証によって保証されている事項、保証されていない事項、その根拠(サステナビリティ報告書に添付する保証報告書に記載がない場合)。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項も含める
ii.組織と保証提供者の関係
iii.最高ガバナンス機関または役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か、どのように関わっているか
掲載ページ
[第三者保証報告書 P82](#)

GRI 103: マネジメント手法 2016
2.項目別の開示事項
201-1 創出、分配した直接的経済価値
開示事項
a.創出、分配した直接的経済価値(発生主義ベースによる)。これには、組織のグローバルにおける事業について、次に一覧表示する基本要素を含める。データを現金主義で表示する場合は、その判断理由を次の基本要素に加えて報告する
i.創出した直接的経済価値:収益
ii.分配した経済価値:事業コスト、従業員給与と諸手当、資本提供者への支払い、政府への支払い(国別)、コミュニティ投資
iii.留保している経済価値:「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの
b.影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準も報告する

103-2 マネジメント手法とその要素
開示事項
a.組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明
b.マネジメント手法の目的に関する表明
c.マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明
i.方針
ii.コミットメント
iii.目標およびターゲット
iv.責任
v.経営資源
vi.苦情処理メカニズム

vii.具体的な措置(プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアチブなど)
掲載ページ
[CSRマネジメント P15](#)
[マテリアリティの進歩 P16-21](#)

103-3 マネジメント手法の評価
開示事項
a.組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む
i.マネジメント手法の有効性を評価する仕組み
ii.マネジメント手法の評価結果
iii.マネジメント手法に関して行った調整
掲載ページ
[CSRマネジメント P15](#)

200シリーズ【経済】
GRI 201: 経済パフォーマンス 2016

201-1 創出、分配した直接的経済価値
開示事項
a.創出、分配した直接的経済価値(発生主義ベースによる)。これには、組織のグローバルにおける事業について、次に一覧表示する基本要素を含める。データを現金主義で表示する場合は、その判断理由を次の基本要素に加えて報告する
i.創出した直接的経済価値:収益
ii.分配した経済価値:事業コスト、従業員給与と諸手当、資本提供者への支払い、政府への支払い(国別)、コミュニティ投資
iii.留保している経済価値:「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの
b.影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準も報告する

201-2 気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会
開示事項
a.気候変動に起因してもたらされるリスクや機会で、事業、収益、費用に実質的な変動が生じる可能性のあるもの。次の事項を含む
i.リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類
ii.リスクと機会に関連するインパクトの記述
iii.措置を行う前から想定されるリスクと機会の財務上の影響
iv.リスクと機会をマネジメントするために用いた手法
v.リスクと機会をマネジメントするために行った措置のコスト

201-3 確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度
開示事項

a.組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合、その債務の推定額
b.年金制度の債務を支払うために別の基金を持っている場合、次の事項
i.年金制度の債務額のうち別途積み立て資産でカバーされる割合の推定値
ii.当該推定値の計算基礎
iii.推定値の計算時期
c.年金制度の債務を支払うために設けられた基金が不足している場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する
d.従業員、雇用者による拠出額が給与に占める割合
e.退職金積立制度への参加レベル(義務的参加か任意制度か、地域の制度か、経済的インパクトがあるものか、など)

201-4 政府から受けた資金援助
開示事項
a.組織が報告期間中に各政府から受け取った資金援助の総額。次の事項を含む
i.減税および税額控除
ii.補助金
iii.投資奨励金、研究開発助成金、その他間連助成金
iv.賞金
v.特許権等使用料免除期間
vi.輸出信用機関(ECA)からの資金援助
vii.金銭的インセンティブ
viii.その他、政府から受け取った、または受け取る予定の財務利益
b.201-4-aの情報の国別内訳
c.組織の株式保有構成における政府出資の有無、出資割合

GRI 202: 地域経済での存在感 2016

202-1 地域最低賃金に対する標準新人給与の比率(男女別)
開示事項
a.従業員の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、その最低賃金に対する重要事業拠点新人給与の比率(男女別)を報告する
b.組織の活動に携わるその他の労働者(従業員を除く)の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、最低賃金を上回る賃金が支払われていることを確認するためにどのような措置を取っているかを記述する

c.重要事業拠点を置く地域に地域最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否か(男女別)。参照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最低賃金を使用したかを報告する
d.「重要事業拠点」の定義

202-2 地域コミュニティから採用した上級管理職の割合
開示事項

a.重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の割合
b.「上級管理職」の定義
c.組織の「地域・地元」の地理的定義
d.「重要事業拠点」の定義
掲載ページ
[グループの各拠点に対するデュー・ディリジェンス P34](#)

GRI 205: 腐敗防止 2016

205-1 腐敗に関するリスク評価を行っている事業所
開示事項

a.腐敗に関するリスク評価の対象とした事業所の総数と割合
b.リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク
掲載ページ
[グループの各拠点に対するデュー・ディリジェンス P34](#)

205-2 腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修
開示事項

a.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合(地域別に)
b.従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
c.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となった者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
d.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
e.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)

e.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
f.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
g.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
h.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
i.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
j.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)

k.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
l.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
m.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
n.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
o.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
p.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
q.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
r.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
s.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
t.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
u.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
v.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
w.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
x.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
y.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
z.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
aa.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
bb.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
cc.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
dd.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
ee.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
ff.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
gg.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
hh.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
ii.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
jj.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
kk.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
ll.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
mm.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
nn.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
oo.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
pp.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
qq.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
rr.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
ss.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
tt.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
uu.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
vv.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
ww.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
xx.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
yy.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
zz.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
aa.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
bb.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
cc.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
dd.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
ee.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
ff.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
gg.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
hh.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
ii.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
jj.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
kk.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
ll.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
mm.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
nn.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
oo.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
pp.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
qq.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
rr.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
ss.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
tt.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する
uu.ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)
vv.従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)
ww.ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となつた者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織

GRIスタンダード対照表

GRI 206: 反競争的行為 2016

206-1 反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置
開示事項
a.組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間中に法的措置を受けた事例(終結しているもの、していないもの)の件数
b.法的措置が終結したものについては、結果(決定や判決を含む)の主要点
掲載ページ
[反競争的行為防止および贈収賄防止への取組み P33](#)

300シリーズ【環境】

GRI 301: 原材料 2016

301-1 使用原材料の重量または体積
開示事項
a.組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または体積の総計。次の分類による
i.使用した再生不能原材料
ii.使用した再生可能原材料

301-2 使用したリサイクル材料

開示事項
a.組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の割合
掲載ページ
[リサイクル原料の活用 P53](#)

301-3 再生利用された製品と梱包材

開示事項
a.再生利用された製品と梱包材の割合。製品区分別に
b.本開示事項のデータ収集方法

GRI 302: エネルギー 2016

302-1 組織内のエネルギー消費量

開示事項
a.組織内における非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)。使用した燃料の種類も記載する
b.組織内における再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量(ジュールまたはその倍数単位による)。使用した燃料の種類も記載する
d.使用した基準、方法、前提条件、計算ツール

c.次の総量(ジュール、ワット時、またはその倍数単位による)
i.電力消費量
ii.暖房消費量
iii.冷房消費量
iv.蒸気消費量

d.次の総量(ジュール、ワット時、またはその倍数単位による)
i.販売した電力
ii.販売した暖房
iii.販売した冷房
iv.販売した蒸気

e.組織内のエネルギー総消費量(ジュールまたはその倍数単位による)

f.使用した基準、方法、前提条件、計算ツール

g.使用した変換係数の情報源

掲載ページ

[エネルギー削減とCO2排出量削減 P56](#)

302-2 組織外のエネルギー消費量

開示事項

a.組織外のエネルギー消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)
b.使用した基準、方法、前提条件、計算ツール

c.使用した変換係数の情報源

掲載ページ

[物流におけるエネルギーの削減 P57](#)

302-3 エネルギー原単位

開示事項

a.組織のエネルギー原単位
b.原単位計算のため組織が分母として選択した指標
c.原単位に含まれるエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて)
d.原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方か

302-4 エネルギー消費量の削減

開示事項

a.エネルギーの節約および効率化の取り組みによる直接的な結果として削減されたエネルギー消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)
b.削減されたエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて)
c.削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準(基準年、基準値など)と、その基準選定の理論的根拠
d.使用した基準、方法、前提条件、計算ツール

302-5 製品およびサービスのエネルギー必要量の削減
開示事項

a.販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間中におけるエネルギー削減量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)
b.エネルギー消費削減量の計算に使用した基準(基準年、基準値など)、および基準選定の理論的根拠
c.使用した基準、方法、前提条件、計算ツール

GRI 303: 水 2016

303-1 水源別の取水量

開示事項

a.水源からの総取水量。次の水源別内訳による
i.地表水(湿地、河川、湖、海などからの水を含む)
ii.地下水
iii.組織が直接貯めた雨水
iv.他の組織からの廃水
v.地方自治体の水道や他の公営・民間水道施設
b.使用した基準、方法、前提条件

掲載ページ

[大気汚染・水質汚濁防止への取組み P55](#)

303-2 取水によって著しい影響を受ける水源

開示事項

a.取水によって著しい影響を受ける水源の数。次の種類別に
i.水源の規模
ii.水源が保護地域に指定されているか(国内または国際的に)
iii.生物多様性から見た価値(種の多様性および固有性、保護種の数など)
iv.地域コミュニティや先住民族にとっての水源の価値、重要性
b.使用した基準、方法、前提条件

303-3 リサイクル・リユースした水

開示事項

a.組織がリサイクル・リユースした水の総量
b.リサイクル・リユースした水の総量が、開示事項 303-1に定める総取水量に占める割合
c.使用した基準、方法、前提条件

GRI 304: 生物多様性 2016

304-1 保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト
開示事項
a.保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイトに関する次の情報

i.所在地
ii.組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地
iii.保護地域(保護地域内部、隣接地域、または保護地域の一部を含む地域)または保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域との位置関係
iv.事業形態(事務所、製造・生産、採掘)
v.事業敷地の面積(km²で表記)。適切な場合は他の単位も可
vi.該当する保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域の特徴(陸上、淡水域、あるいは海洋)から見た生物多様性の価値
vii.保護地域登録されたリスト(IUCN保護地域管理カテゴリー、ラムサール条約、国内法令など)の特徴から見た生物多様性の価値

304-2 活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト

開示事項
a.生物多様性に直接的、間接的に与える著しいインパクトの性質。次の事項を含む
i.生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用
ii.汚染(生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも)
iii.侵入生物種、害虫、病原菌の導入
iv.種の減少
v.生息地の転換
vi.生態学的プロセスの変化(塩分濃度、地下水位変動など)で、自然増減の範囲を超えるもの
b.直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響。次の事項を含む i.インパクトを受ける生物種
ii.インパクトを受ける地域の範囲
iii.インパクトを受ける期間
iv.インパクトの可逆性、不可逆性

304-3 生息地の保護・復元

開示事項

a.すべての保護もしくは復元された生息地の規模と所在地。外部の独立系専門家が、その復元措置の成功を認定しているか否か
b.該当する場合、マーケット基準の間接的(スコープ2)GHG排出量の総計(CO₂換算値(t-CO₂)による)
c.データがある場合、総計計算に用いたガス(CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、またはそのすべて)
d.使用した基準、方法、前提条件

305-2 間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)

開示事項
a.ロケーション基準の間接的(スコープ2)GHG排出量の総計(CO₂換算値(t-CO₂)による)
b.該当する場合、マーケット基準の間接的(スコープ2)GHG排出量の総計(CO₂換算値(t-CO₂)による)
c.データがある場合、総計計算に用いたガス(CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、またはそのすべて)
d.計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む)
i.その基準年を選択した理論的根拠
ii.基準年における排出量
iii.排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯
e.使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典
f.排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、経営管理)
g.使用した基準、方法、前提条件、計算ツール
掲載ページ
[エネルギー削減とCO2排出量削減 P56-57](#)

GRI 305: 大気への排出 2016

305-1 直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ3)

開示事項

a.その他の間接的(スコープ3)GHG排出量の総計(CO₂換算値(t-CO₂)による)
b.データがある場合、総計計算に用いたガス(CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、またはそのすべて)
c.生物由来のCO₂排出量(CO₂換算値(t-CO₂)による)
d.計算に用いたその他の間接的(スコープ3)GHG排出量の区分と活動
e.計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む)
i.その基準年を選択した理論的根拠
ii.基準年における排出量
iii.排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯
f.使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典
g.使用した基準、方法、前提条件、計算ツール
掲載ページ
[物流におけるエネルギーの削減 P57](#)

GRIスタンダード対照表

305-4 温室効果ガス(GHG)排出原単位 開示事項 a.組織のGHG排出原単位 b.原単位計算のため組織が分母として選択した指標 c.原単位に含まれるGHG排出の種類。直接的(スコープ1)、間接的(スコープ2)、その他の間接的(スコープ3) d.計算に用いたガス(CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて)	GRI 306: 排水および廃棄物 2016 開示事項 306-1 排水の水質および排出先 a.想定内および想定外の排水量(次の事項による) i.排出先 ii.水質(処理方法を含む) iii.他の組織による水の再利用の有無 b.使用した基準、方法、前提条件 掲載ページ 大気汚染・水質汚濁防止への取組み P55	306-3 重大な漏出 開示事項 a.記録した重大な漏出の総件数と総漏出量 b.組織の財務報告書で報告している漏出のそれぞれにつき、次の追加情報 i.漏出場所 ii.漏出量 iii.次の分類による漏出物。油漏出物(土壤または水面)、燃料漏出物(土壤または水面)、廃棄物の漏出(土壤または水面)、化学物質の漏出(多くは土壤または水面)、その他(詳細を記述) c.重大な漏出のインパクト	GRI 308: サプライヤーの環境面のアセスメント 2016 開示事項 308-1 環境基準により選定した新規サプライヤー 開示事項 a.環境基準により選定した新規サプライヤーの割合 掲載ページ サプライチェーンにおける取組みロードマップ P66 (サプライチェーンにおける取組みは2018年度以降に開始するため今回開示情報はありません)	401-2 正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当 開示事項 a.組織の正社員には標準支給されるが、非正規社員には支給されない手当(重要事業拠点別)。これらの手当には、少なくとも次のものを含める i.生命保険 ii.医療 iii.身体障がいおよび病気補償 iv.育児休暇 v.定年退職金 vi.持ち株制度 vii.その他 b.「重要事業拠点」の定義	403-2 傷害の種類、業務上傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤および業務上の死者数 開示事項 a.すべての従業員に対する業務上傷害の種類、業務上傷害率(IR)、業務上疾病率(ODR)、休業日数率(LDR)、欠勤率(AR)、および業務上の死者者数(次の内訳による) i.地域 ii.性別 b.業務または職場が組織の管理下にあるすべての労働者(従業員を除く)に対する業務上傷害の種類、業務上傷害率(IR)、および業務上の死者者数(次の内訳による) i.地域 ii.性別 c.災害統計の記録、報告に適用する規則体系 掲載ページ 2017年の安全成績 P49
305-5 温室効果ガス(GHG)排出量の削減 開示事項 a.排出量削減の取り組みによる直接的な結果として削減されたGHG排出量(CO2換算値(t-CO2))による b.計算に用いたガス(CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて) c.基準年または基準値、およびそれを選択した理論的根拠 d.GHG排出量が削減されたスコープ。直接的(スコープ1)、間接的(スコープ2)、その他の間接的(スコープ3)のいずれか e.使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	306-2 種類別および処分方法別の廃棄物 開示事項 a.有害廃棄物の総重量(次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示) i.リユース ii.リサイクル iii.堆肥化 iv.回収(エネルギー回収を含む) v.焼却(大量燃焼) vi.深井戸注入 vii.埋め立て viii.現場保管 ix.その他(詳細を記述) b.非有害廃棄物の総重量(次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示) i.リユース ii.リサイクル iii.堆肥化 iv.回収(エネルギー回収を含む) v.焼却(大量燃焼) vi.深井戸注入 vii.埋め立て viii.現場保管 ix.その他(詳細を記述) c.化学物質の排出量削減 P55	306-4 有害廃棄物の輸送 開示事項 a.次の各事項の総重量 i.輸送された有害廃棄物 ii.輸入された有害廃棄物 iii.輸出された有害廃棄物 iv.処理された有害廃棄物 b.国際輸送された有害廃棄物の割合 c.使用した基準、方法、前提条件 掲載ページ 化学物質の排出量削減 P55	308-2 サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置 開示事項 a.環境インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b.著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーの数 c.サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的) d.著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e.著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由 掲載ページ サプライチェーンにおける取組みロードマップ P66 (サプライチェーンにおける取組みは2018年度以降に開始するため今回開示情報はありません)	401-3 育児休暇 開示事項 a.育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数(男女別) b.育児休暇を取得した従業員の総数(男女別) c.報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数(男女別) d.育児休暇から復職した後、12ヶ月経過時点での在籍している従業員の総数(男女別) e.育児休暇後の従業員の復職率および定着率(男女別) 掲載ページ 育児休業の取得状況 P43 育児休業からの復職状況 P43	403-3 疾病の発症率あるいはリスクが高い業務に従事している労働者 開示事項 a.業務または職場が組織の管理下にある労働者が、特定の疾病の発症率あるいはリスクが高い業務に従事しているか否か
305-6 オゾン層破壊物質(ODS)の排出量 開示事項 a.ODSの生産量、輸入量、輸出量(CFC-11(トリクロロフルオロメタン)換算値による) b.計算に用いた物質 c.使用した排出係数の情報源 d.使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	306-5 排水や表面流水によって影響を受ける水域 開示事項 a.排水や表面流水による著しい影響を受ける水域および関連生息地。次の事項に関する情報を付記すること i.水域および関連生息地の規模 ii.その水域および関連生息地が、国内または国際的に保護地域に指定されているか否か iii.生物多様性価値(保護種の数など)	GRI 307: 環境コンプライアンス 2016 307-1 環境法規制の違反 開示事項 a.環境法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項について i.重大な罰金の総額 ii.罰金以外の制裁措置の総件数 iii.紛争解決メカニズムに提起された事案 b.組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる 掲載ページ (環境法規制への違反はありません)	400シリーズ【社会】	GRI 402: 労使関係 2016	403-4 労働組合との正式協定に含まれている安全衛生条項 開示事項 a.労働組合(各地域、グローバルのいずれか)と締結した正式協定に、安全衛生条項が含まれているか否か b.含まれている場合、各協定に安全衛生に関する様々な事項が含まれている程度(割合) 掲載ページ 労使共同での取組み P47
305-7 硝素酸化物(NOx)、硫黄酸化物(SOx)、およびその他の重大な大気排出物 開示事項 a.次の重大な大気排出物の量(キログラムまたはその倍数単位(トンなど))による i.NOx ii.SOx iii.残留性有機汚染物質(POP) iv.揮発性有機化合物(VOC) v.有害大気汚染物質(HAP) vi.粒子状物質(PM) vii.この他、関連規制で定めている標準的大気排出区分 b.使用した排出係数の情報源 c.使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 掲載ページ 大気汚染・水質汚濁防止への取組み P55	GRI 306: 排水および廃棄物 2016 開示事項 306-1 排水の水質および排出先 a.想定内および想定外の排水量(次の事項による) i.排出先 ii.水質(処理方法を含む) iii.他の組織による水の再利用の有無 b.使用した基準、方法、前提条件 掲載ページ 大気汚染・水質汚濁防止への取組み P55	306-3 重大な漏出 開示事項 a.記録した重大な漏出の総件数と総漏出量 b.組織の財務報告書で報告している漏出のそれぞれにつき、次の追加情報 i.漏出場所 ii.漏出量 iii.次の分類による漏出物。油漏出物(土壤または水面)、燃料漏出物(土壤または水面)、廃棄物の漏出(土壤または水面)、化学物質の漏出(多くは土壤または水面)、その他(詳細を記述) c.重大な漏出のインパクト	GRI 308: サプライヤーの環境面のアセスメント 2016 開示事項 308-1 環境基準により選定した新規サプライヤー 開示事項 a.環境基準により選定した新規サプライヤーの割合 掲載ページ サプライチェーンにおける取組みロードマップ P66 (サプライチェーンにおける取組みは2018年度以降に開始するため今回開示情報はありません)	401-2 正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当 開示事項 a.組織の正社員には標準支給されるが、非正規社員には支給されない手当(重要事業拠点別)。これらの手当には、少なくとも次のものを含める i.生命保険 ii.医療 iii.身体障がいおよび病気補償 iv.育児休暇 v.定年退職金 vi.持ち株制度 vii.その他 b.「重要事業拠点」の定義	403-2 傷害の種類、業務上傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤および業務上の死者数 開示事項 a.すべての従業員に対する業務上傷害の種類、業務上傷害率(IR)、業務上疾病率(ODR)、休業日数率(LDR)、欠勤率(AR)、および業務上の死者者数(次の内訳による) i.地域 ii.性別 b.業務または職場が組織の管理下にあるすべての労働者(従業員を除く)に対する業務上傷害の種類、業務上傷害率(IR)、および業務上の死者者数(次の内訳による) i.地域 ii.性別 c.災害統計の記録、報告に適用する規則体系 掲載ページ 2017年の安全成績 P49
305-8 硝素酸化物(NOx)、硫黄酸化物(SOx)、およびその他の重大な大気排出物 開示事項 a.次の重大な大気排出物の量(キログラムまたはその倍数単位(トンなど))による i.NOx ii.SOx iii.残留性有機汚染物質(POP) iv.揮発性有機化合物(VOC) v.有害大気汚染物質(HAP) vi.粒子状物質(PM) vii.この他、関連規制で定めている標準的大気排出区分 b.使用した排出係数の情報源 c.使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 掲載ページ 大気汚染・水質汚濁防止への取組み P55	306-2 種類別および処分方法別の廃棄物 開示事項 a.有害廃棄物の総重量(次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示) i.リユース ii.リサイクル iii.堆肥化 iv.回収(エネルギー回収を含む) v.焼却(大量燃焼) vi.深井戸注入 vii.埋め立て viii.現場保管 ix.その他(詳細を記述) b.非有害廃棄物の総重量(次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示) i.リユース ii.リサイクル iii.堆肥化 iv.回収(エネルギー回収を含む) v.焼却(大量燃焼) vi.深井戸注入 vii.埋め立て viii.現場保管 ix.その他(詳細を記述) c.化学物質の排出量削減 P55	306-4 有害廃棄物の輸送 開示事項 a.次の各事項の総重量 i.輸送された有害廃棄物 ii.輸入された有害廃棄物 iii.輸出された有害廃棄物 iv.処理された有害廃棄物 b.国際輸送された有害廃棄物の割合 c.使用した基準、方法、前提条件 掲載ページ 化学物質の排出量削減 P55	308-2 サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置 開示事項 a.環境インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b.著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーの数 c.サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的) d.著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合 e.著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由 掲載ページ サプライチェーンにおける取組みロードマップ P66 (サプライチェーンにおける取組みは2018年度以降に開始するため今回開示情報はありません)	401-3 育児休暇 開示事項 a.育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数(男女別) b.育児休暇を取得した従業員の総数(男女別) c.報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数(男女別) d.育児休暇から復職した後、12ヶ月経過時点での在籍している従業員の総数(男女別) e.育児休暇後の従業員の復職率および定着率(男女別) 掲載ページ 育児休業の取得状況 P43 育児休業からの復職状況 P43	403-3 疾病の発症率あるいはリスクが高い業務に従事している労働者 開示事項 a.業務または職場が組織の管理下にある労働者が、特定の疾病の発症率あるいはリスクが高い業務に従事しているか否か
305-9 リサイクル原料の活用 P53 廃棄物削減の取組み P54	GRI 307: 環境コンプライアンス 2016 307-1 環境法規制の違反 開示事項 a.環境法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項について i.重大な罰金の総額 ii.罰金以外の制裁措置の総件数 iii.紛争解決メカニズムに提起された事案 b.組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる 掲載ページ (環境法規制への違反はありません)	400シリーズ【社会】	GRI 401: 雇用 2016 401-1 従業員の新規雇用と離職 開示事項 a.報告期間中における従業員の新規雇用の総数と比率(年齢層、性別、地域による内訳) b.報告期間中における従業員の離職の総数と比率(年齢層、性別、地域による内訳) 掲載ページ 地域別 採用者数および採用率 P39 地域別 離職者数および離職率 P39	GRI 403: 労働安全衛生 2016 403-1 正式な労使合同安全衛生委員会への労働者代表の参加 開示事項 a.正式な労使合同安全衛生委員会が組織内で設置・運用されている典型的なレベル b.正式な労使合同安全衛生委員会に代表を送る労働者(業務または職場が組織の管理下にある)の労働者全体に対する割合 掲載ページ 労使共同での取組み P47	404-1 従業員一人あたりの年間平均研修時間 開示事項 a.報告期間中に、組織の従業員が受講した研修の平均時間(次の内訳による) i.性別 ii.従業員区分 掲載ページ 2017年度 階層別研修・選抜研修 延べ受講者数・時間 P37

GRIスタンダード対照表

404-2 従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム
開示事項

a.従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、対象と、提供した支援
b.雇用適性の維持を促進するために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了に伴うキャリア終了マネジメント

掲載ページ

教育と研修の体系 P36

ベテラン社員の活用 P42

404-3 業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合
開示事項

a.報告期間中に、業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合（男女別、従業員区分別）
掲載ページ

人事考課制度 P37

GRI 405: ダイバーシティと機会均等 2016

405-1 ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ
開示事項

a.組織のガバナンス機関に属する個人で、次のダイバーシティ区分に該当する者の割合
i.性別
ii.年齢層：30歳未満、30歳～50歳、50歳超
iii.該当する場合には、その他のダイバーシティ指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など）

b.次のダイバーシティ区分の従業員区分別の従業員の割合
i.性別
ii.年齢層：30歳未満、30歳～50歳、50歳超
iii.該当する場合には、その他のダイバーシティ指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など）

掲載ページ

信頼される企業であり続けるために P30

連結従業員の内訳 P38

405-2 基本給と報酬総額の男女比
開示事項

a.女性の基本給と報酬総額の、男性の基本給と報酬総額に対する比率（従業員区分別、重要事業拠点別に）

b.「重要事業拠点」の定義

GRI 406: 非差別 2016

406-1 差別事例と実施した救済措置
開示事項

- a.報告期間中に生じた差別事例の総件数
- b.事例の状況と実施した措置。次の事項を含む
 - i.組織により確認された事例
 - ii.実施中の救済計画
 - iii.実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果
 - iv.措置が不要となった事例

GRI 407: 結社の自由と団体交渉 2016

407-1 結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー
開示事項

- a.労働者の結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー。次の事項に関して
 - i.事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類
 - ii.リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域
 - b.結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するため、組織が報告期間中に実施した対策

GRI 408: 児童労働 2016

408-1 児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー
開示事項

- a.次の事例に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー
 - i.児童労働
 - ii.年少労働による危険有害労働への従事
 - b.児童労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー（次の観点による）
 - i.事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類
 - ii.リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域

掲載ページ

信頼される企業であり続けるために P30

連結従業員の内訳 P38

405-2 基本給と報酬総額の男女比
開示事項

- a.女性の基本給と報酬総額の、男性の基本給と報酬総額に対する比率（従業員区分別、重要事業拠点別に）

b.「重要事業拠点」の定義

GRI 409: 強制労働 2016

409-1 強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー
開示事項

- a.強制労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー。次の事項に関して
 - i.事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類
 - ii.リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域
 - b.あらゆる形態の強制労働を撲滅するために報告期間中に組織が実施した対策

掲載ページ

人権の尊重 P34

（国内モデル拠点では著しいリスクはありませんでした。サプライヤーの調査は2018年度以降に開始するため、今回開示情報はありません）

GRI 410: 保安慣行 2016

410-1 人権方針や手順について研修を受けた保安要員
開示事項

- a.組織の人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安要員の割合
- b.保安要員の提供を受けている第三者組織に対して同様の研修要件を適用しているか否か

GRI 411: 先住民族の権利 2016

411-1 先住民族の権利を侵害した事例
開示事項

- a.報告期間中に、先住民族の権利を侵害したと特定された事例の総件数
- b.事例の状況と実施した措置（次の事項を含める）i.組織により確認された事例
- c.実施中の救済計画
- d.実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果
- e.措置が不要となった事例

GRI 412: 人権アセスメント 2016

412-1 人権レビューとインパクト評価の対象とした事業所
開示事項

- a.人権レビューとインパクト評価の対象とした事業所の総数とその割合（国別に）

412-2 人権方針や手順に関する従業員研修
開示事項

- a.人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を実施した総時間数
- b.人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を受けた従業員の割合

412-3 人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約
開示事項

- a.人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約の総数と割合
- b.「重要な投資協定」の定義

GRI 413: 地域コミュニティ 2016

413-1 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所
開示事項

- a.地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施（次のものなどを活用して）した事業所の割合
- b.一般参加型アプローチに基づく社会インパクト評価（ジェンダーインパクト評価を含む）
- c.環境インパクト評価および継続的モニタリング
- d.環境および社会インパクト評価の結果の公開
- e.地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム
- f.ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画
- g.広範なコミュニティ協議委員会や社会的弱者層を包摂する各種プロセス
- h.インパクトに対処するための労使協議会、労働安全衛生委員会、その他従業員代表機関
- i.正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス

413-2 地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所
開示事項

- a.地域コミュニティに対して著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所。次の事項を含む
 - i.事業所の所在地
 - ii.事業所が及ぼす著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）

GRI 414: サプライヤーの社会面のアセスメント 2016

414-1 社会的基準により選定した新規サプライヤー
開示事項

- a.社会的基準により選定した新規サプライヤーの割合

掲載ページ

サプライチェーンにおける取組みロードマップ P66

（サプライチェーンにおける取組みは2018年度以降に開始するため今回開示情報はありません）

GRI 415: 公共政策 2016

415-1 政治献金
開示事項

- a.組織が直接、間接に行った政治献金および現物支給の総額（国別、受領者・受益者別）
- b.現物支給を金額的価値に推計した方法（該当する場合）

GRI 416: 顧客の安全衛生 2016

416-1 製品およびサービスのカテゴリーに対する安全衛生インパクトの評価
開示事項

- a.重要な製品およびサービスのカテゴリーのうち、安全衛生インパクトの評価を改善のために行っているものの割合

416-2

製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例
開示事項

- a.報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による

i.罰金または処罰の対象なった規制違反の事例

ii.警告の対象なった規制違反の事例

iii.自主的規範の違反事例

b.規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる

掲載ページ

品質問題 P71

GRI 417: マーケティングとラベリング 2016

417-1 製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項
開示事項

- a.製品およびサービスの情報とラベリングに関して、組織が定める手順において、次の各事項の情報が求められているか否か

i.製品またはサービスの構成要素の調達

ii.内容物（特に環境的、社会的インパクトを生じさせる可能性のあるもの）

iii.製品またはサービスの利用上の安全性

iv.製品の廃棄と、環境的、社会的インパクト

v.その他（詳しく述べること）

- b.重要な製品およびサービスのカテゴリーのうち、組織が定める手順の対象であり、手順の遵守評価を行っているものの割合

417-2 製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例
開示事項

- a.製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による

i.罰金または処罰の対象なった規制違反の事例

ii.警告の対象なった規制違反の事例

iii.自主的規範の違反事例

b.規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる

GRIスタンダード対照表

417-3 マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例

開示事項

a.マーケティング・コミュニケーション(広告、宣伝、スポンサー業務など)に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による

- i.罰金または処罰の対象となった規制違反の事例
- ii.警告の対象となった規制違反の事例
- iii.自主的規範の違反事例
- b.規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる

GRI 418: 顧客プライバシー 2016

418-1 顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立

開示事項

a.顧客プライバシーの侵害に関して具体化した不服申立の総件数。次の分類による

- i.外部の当事者から申立てを受け、組織が認めたもの
- ii.規制当局による申立て
- b.顧客データの漏洩、窃盗、紛失の総件数
- c.具体化した不服申立てが無い場合は、その旨を簡潔に述べる

掲載ページ

情報管理の推進 P33

GRI 419: 社会経済面のコンプライアンス 2016

419-1 社会経済分野の法規制違反

開示事項

a.社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して i.重大な罰金の総額

- ii.罰金以外の制裁措置の総件数
- iii.紛争解決メカニズムに提起された事案

b.組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる

c.相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯

掲載ページ

反競争的行為防止および贈収賄防止への取組み P33

<以下は、GRIガイドライン(第4版)における業種固有の開示項目>

MM1 (所有あるいは賃借し、生産活動または採掘のために管理している土地で)開発または原状回復した土地の面積

MM2 所定の基準に基づき生物多様性管理計画が必要であると確認された事業地の数および割合、ならびに管理計画が導入されている事業地の数(および割合)

MM3 表土、ずり、尾鉱、スラッジの総排出量およびその関連リスク

MM4 1週間を超えるストライキおよび事業所閉鎖の発生回数を国別に記載

掲載ページ

友好的な労使関係の維持 P39

MM5 先住民の土地またはその隣接地域で進めている事業の総数、ならびに先住民のコミュニティと正式な合意を結んでいる事業または事業地の数および割合

掲載ページ

移住および再定住 P35

MM6 土地使用ならびに地域住民および先住民の慣習上の権利に関する重大な紛争の発生数、およびその説明

掲載ページ

移住および再定住 P35

苦情解決システム P35

MM7 土地使用ならびに地域住民および先住民の慣習上の権利に関する紛争の解決のために使用された苦情処理メカニズムがどの程度用いられたか、およびその結果

掲載ページ

苦情解決システム P35

MM8 事業地内またはその隣接地域で小規模鉱山採掘(ASM)を実施している事業地の数(および割合)、その関連リスク、ならびにそれらのリスクを管理・軽減するための措置

掲載ページ

小規模開発鉱山(ASM) P35

MM9 再定住が行われた事業地、事業地ごとの世帯数、ならびに再定住プロセスによって生じた生活への影響

掲載ページ

移住および再定住 P35

MM10 閉鎖計画のある事業場の数および割合

掲載ページ

環境への影響をミニマイズするための閉山計画 P62



すべての拠点における「行動規準」の掲出

「経営理念」と「行動規準」に沿って、マテリアルの知恵を活かして展開する事業活動そのものが、わたしたちのCSRの取組みです。

経営理念を実践するための具体的な約束ごとが「行動規準」です。社会に対して果たしていくべき私たち自らの責任をそれぞれが自覚し、ステークホルダーとともに成長していくことができるよう、日々の行動の中で、あらゆる企業活動の場面において、遵守すべき基本的な事項を定めています。一人ひとりが取り組むべきことのエッセンスもあります。

その共有と浸透のために、国内外のすべての拠点で行動規準を掲出しています。複数の言語が交わされる拠点では、それぞれの言語での行動規準が掲げられています。

例えば、上の写真はいずれも、薄膜材料の製造拠点である台湾特格(台中市)での掲出の様子です。中国語繁体に加え、従業員の約3割を占めるフィリピン出身の人たちのために英語版も掲げています。

ほかに、私たち三井金属グループでは、スペイン語、マレー語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、韓国語、中国語簡体、ヒンディー語を揃えています。

CSR REPORT 2018 MITSUI KINZOKU

CSRの取組みやCSRレポートの改善に役立てるため、皆様のご意見・ご感想をお寄せいただければ幸いです。

このレポートに関するお問い合わせ、当社グループのCSRの取組みについてのお尋ねは、下記CSR室までお願いいたします。

三井金属 広報部CSR室

〒141-8584 東京都品川区大崎1-11-1

ゲートシティ大崎ウエストタワー

Telephone 03-5437-8028

Faxsimile 03-5437-8029

e-mail csr@mitsui-kinzoku.com

http://www.mitsui-kinzoku.co.jp/